

資 料 編

資料編の目次

1	用語解説	39	ページ
2	第3次沖縄県障害者基本計画の策定、管理及び変更に係る経過	52	ページ
3	第3次沖縄県障害者基本計画の体系	58	ページ
4	第3次沖縄県障害者基本計画における施策の体系	59	ページ
5	第3次沖縄県障害者基本計画に係る参照条文	60	ページ
6	第3次沖縄県障害者基本計画の変更箇所対照表	63	ページ

用語解説

【あ行】

「アジア太平洋障害者の十年」最終年ハイレベル政府間会合 (P1)

平成14年10月、滋賀県大津市で開催された、国連アジア太平洋経済社会委員会 (E S C A P) 主催の国際会議をいう。27の国・地域から、N G O、国連諸機関を含め、300人以上が参加。「アジア太平洋障害者の十年」における各国の取組を評価・報告するとともに、今後の新たな10年間の行動計画となる「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択された。

アイティー I T (Information Technology) (P2、P14、P19)

情報技術のことをいう。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲まで及ぶ。コンピュータやネットワークを活用し、情報の処理を効率化する技術全般を指すことが多い。

医学的リハビリテーション (P8、P11)

主に医療機関において医師、看護師、理学療法士、作業療法士等のスタッフが利用者の同意を得てサービスの提供を行うことをいう。具体的には、障害の予防、早期発見から診断、治療、総合評価、看護、理学療法士、作業療法士等のスタッフがチームを組み行われ、生き甲斐を持った自立生活に至るリハビリテーションの全過程に関わるサービスの基調をなすものである。

一般就労 (P14、P27、P45)

ハローワークを通じて企業に就職し賃金を受け取る形態を「一般就労」といい、企業内外での授産訓練や作業所での作業などに対して工賃を受け取る形態である「福祉的就労」と区別している。一般就労は、企業との雇用契約に基づく雇用であり、雇用保険に加入し、最低賃金法の適用を受ける。

移動支援 (P25)

移動支援とは、地域生活支援事業で提供するサービスで、障害のある方が円滑に外出できるように、移動を支援するものである。

医療費公費負担制度 (P9)

国や地方公共団体が、医療受益者に代わってその医療費を負担する制度をいう。身体障害者福祉法による更生医療や精神保健福祉法による措置入院・通院医療などがある。公費負担医療には、全額公費負担によるもの、対象者の負担能力にかかわらず一定割合を負担するもの、医療保険による給付を優先しこれにより給付されない部分について負担するものなどがある。

医療保護入院 (P2)

精神保健福祉法に基づく入院形態の一つをいう。精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のための入院の必要がある者であって、精神障害のために本人の同意に基づいた入院（任意入院）が行われる状態にないと判断されたものについて、保護者の同意を得て入院させることをいう。

浮桟橋 (P26)

船舶を係留する係船施設の一つで、鉄筋コンクリートまたは鋼板を用いた大きな浮き箱を1個もしくは数個並べ、旅客の乗り降り、貨物の積み卸しのための桟橋としたものをいう。

エコツーリズム (P15)

訪問先の自然環境を破壊することなく、その土地特有の自然・生活文化などの資源を持続させていくような旅行の概念をいう。

エヌピーオー N P O (Non-profit organizaton) (P5、P6、P7、P16、P17、P24)

民間非営利組織（団体）のことをいう。営利を目的としない民間組織一般を意味し、日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。そのうち、特

定非営利活動促進法（通称：NPO法）に基づき、法人格を取得している団体を、特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）という。

エンパワメント（P15）

社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うことをいう。利用者などの主体性、人権等が脅かされている状態において、心理的、社会的に支援する過程をいう。

音響式視覚障害者用交通信号付加装置（P26）

音響式視覚障害者用交通信号付加装置とは、交通信号機において、歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーから誘導音を鳴動させる視覚障害者用交通信号付加装置のことである。

【か行】

介護福祉士（P11、P43）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格である。専門的知識をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある人に対し、入浴、排せ、食事、その他の介護を行い、介護サービス利用者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業務とする者をいう。

介護保険法（P3）

高齢者などの介護が必要となる人の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うための介護保険制度に関して必要な事項を定めた法律をいう。

ガイドヘルパー（P11、P17、P25）

重度の視覚障害者や脳性麻痺等全身性障害者であって、余暇活動等の外出時における付き添いを必要とする場合、介助のために派遣されるホームヘルパーのことである。

官公需の優先発注（P14）

障害者授産施設等の安定的な運営を図ること

を目的に、国、都道府県及び市町村が物品や役務の調達等を行うに当たり、障害者の雇用機会の提供に特に積極的に努めている企業や授産施設等に対して優先的に発注を行うことをいう。

共同生活援助（グループホーム）（P10、P18、P23、P24、P32、P33、P40、P44）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うことをいう。

共同生活介護（ケアホーム）（P10、P18、P24、P32、P33、P40、P43、P44）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うことをいう。

居住系サービス（P10）

障害福祉サービスのうち、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援などの夜間に提供されるサービスの種別を居住系サービスという。

居宅介護（ホームヘルプ）（P25、P40、P43、P44、P50）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うことをいう。

居宅生活支援事業（P3）

高齢者、障害者等で援助が必要な者に対し居宅においてその生活を支援する事業をいい、居宅介護等事業（ホームヘルプ）、デイサービス事業、短期入所事業（ショートステイ）等をいう。居宅生活支援事業により提供されていたサービスは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに再編されている。

圏域自立支援連絡会議（P32）

都道府県でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として圏域ごとに設置する会議をいう。

権利擁護（P2、P5、P6、P15、P42、P44、P47）

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

欠格条項（P2、P16）

資格・免許制度等において障害があること

を理由に資格・免許等の付与を制限したり、障害のある人に特定の業務への従事やサービスの利用などを制限禁止する法令の規定のことである。

言語聴覚士 (P11)

言語聴覚士法に定められた資格を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者をいう。

広域特別支援連携協議会 (P29)

「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が、平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で示されたものをいう。同会議は、その報告で、子供のニーズに応じて必要な教育的支援が適切に提供される支援地域の体制づくりが重要であるとし、その支援地域における関係機関の円滑な連携のためには都道府県や複数の市町村が共同して設置する支援地域等において教育委員会や福祉等関係部局を含めた部局横断型の委員会として「広域特別支援連携協議会」の設置が必要であるとしている。

公共交通・移動支援情報 (P26)

公共交通機関等の交通・移動に関する情報、ガイドヘルプサービス等の人的移動支援に関する情報、自動車運転免許取得等の移動手段確保に関する情報などの障害者の社会参加に資する交通・移動手段等に関する情報をいう。

高次脳機能障害 (P10、P21、P41)

脳血管障害や頭部外傷などによって脳が損傷され、言語、思考、記憶、遂行、学習、注意などの機能が働きにくい状態をいう。この障害は、外見上わかりにくいいため、一般の方に理解されにくく、本人や家族の負担が大きなものになりやすい。

高次脳機能障害の支援拠点機関 (P10、P21)

高次脳機能障害者の支援体制の確立を図るため、本県における支援の中心となる拠点機関を定めた。拠点機関は、支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築、高次脳機能障害の正しい理解を促進

するための普及啓発事業、支援手法等に関する研修等を実施している。

工賃アップ (P14)

「成長力底上げ戦略」に基づく「「福祉から雇用へ」へ推進5か年計画」の一環として、福祉施設において働く障害者の工賃水準を引き上げるための取組を行うことをいう。

交通バリアフリー法 (P4、P48)

「高齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」をいう。交通バリアフリー法は平成12年度に高齢者、身体障害のある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的として制定されたが、平成18年6月に、交通バリアフリー法とハートビル法を統合拡充した「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定されている。

行動援護 (P25、P43、P44、P50)

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うことをいう。

公費負担（精神障害者通院医療費公費負担制度） (P3、P9、P39)

精神保健福祉法に基づき、精神障害者の適切な医療を確保するため、精神障害者が指定の病院若しくは診療所又は薬局で、入院しないで医療を受ける場合、その医療に要する費用の95%に相当する額を都道府県が負担することができる制度をいう。

国際生活機能分類（ICF） (P2)

ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) は、世界保健機関 (WHO) が、2001年5月第54回総会において、国際障害分類 (ICIDH) の改訂版として採択した障害に関する総合的な分類をいう。改訂前のICIDHが身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利）を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは環境因子という観点を加えて構成されている。

「心の輪を広げる体験作文」「障害者の日のポスター」(P28)

障害のある人となない人が、学校や社会生活、社会活動の中で相互の心のふれあいの体験等を内容とする「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者の日」を広く国民に周知することを目的とした「障害者の日のポスター」を、内閣府と都道府県・指定都市が共催して毎年募集している。

個別の教育支援計画 (P12)

障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じ一貫した的確な教育的支援を行うため、教育、福祉、医療、労働等の関係機関の密接な連携のもと、盲・ろう・養護学校及び小・中学校等で策定する計画をいう。

コンタクトパーソン (P15、P17)

一言で言うと「友人兼助言者」という意をいう。障害者が地域の中で孤立しないよう、余暇活動や文化活動に一緒に参加したり、日常のちょっとしたことの助言や代弁を行う者をいう。仕事としてではなく、人と人のつきあいとして、友人に近い存在と考えられている。

【さ行】

サービス管理責任者 (P25)

指定障害福祉サービス事業所において、利用者ごとの個別支援計画の策定や利用者へのサービス内容の継続的な評価を行う役割を担う者をいう。サービスの質を確保するため、障害者自立支援法に基づく新たなサービスの開始に当たっては、事業者がサービス管理責任者を配置することが義務付けられている。

在宅就業支援団体 (P27)

在宅就業支援団体とは、在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し及び在宅就業障害者に対して組織的に提供することその他の在宅就業障害者に対する援助の業務を行う法人が申請し、厚生労働大臣が登録した法人をいう。

作業療法士 (P11、P39、P50)

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、作業療法を行うことを業務とする者をいう。作業療法とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることをいう。

支援費制度 (P3)

障害者福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」にかわり、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みをいう。平成15年4月から始まり、障害者施設の利用やホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの居宅支援が対象になっていた。

支援費制度により提供されていたサービスは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに再編された。

事業所の第三者委員 (P21)

第三者委員は、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うために設置されるものをいう。利用者やその家族から直接苦情を受け付けたり、利用者側、事業所側の双方から意見を聴取し、助言を行うなどの役割が期待される。

施設入所支援 (P10、P32、P33、P40、P44)

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うことをいう。

市町村相談支援事業 (P22)

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行うことのほか、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うことをいう。

児童デイサービス (P23、P30、P33、P43、P44、P48)

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うことをいう。

自閉症（P10、P48、P48）

自閉症とは、先天性の脳の機能の状態から「人との関わりがうまくできない」ことや「気持ちや感情がうまく伝えられない」、「他人の言葉の意図がわからない」、「こだわり」、「社会の規則がなかなか理解できないことがある」など、脳機能がアンバランスに発達することという。

社会福祉士（P11、P40）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、専門的知識を持って身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者をいう。

手話奉仕員（P11、P19、P29）

派遣依頼を受けて、聴覚障害者（音声又は言語機能障害者を含む。）の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者をいう。

重度障害者等包括支援（P44、P50）

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る。）を包括的に提供することという。

重度訪問介護（P25、P43、P44、P50）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うことという。

就労移行支援（P23、P27、P30、P33、P43、P44、P45、P48）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことという。

就労継続支援A型（P23、P27、P30、P33、P43、P44、P48）

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うことという。

就労継続支援B型（P23、P27、P30、P43、P44、P48）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うことという。

障害者虐待防止法（P2）

障害者の自立及び社会参加のためには障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等の考えの下に、障害者虐待防止法の制定に向けた動きがある。

障害者権利条約（P2）

2001（平成13）年12月、第56回国連総会において、メキシコ提案の「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約（障害者権利条約）」に関する決議案が採択され、条約作成交渉のための「障害者の権利条約に関する国連総会アドホック委員会」の設置が決定された。

日本は、2002（平成14）年以降8回にわたるアドホック委員会における条約交渉に起草段階から積極的に参加し、2006（平成18）年12月、障害者権利条約は第61回国連総会で採択された。日本は、2007（平成19）年9月に、条約に署名を行った。

障害者雇用率（P13、P27）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている身体障害者及び知的障害者に適当な雇用の場を与えるための制度をいう。

民間の事業主にあつては1.8%、国及び地方公共団体にあつては2.1%、教育委員会にあつては2.0%、特殊法人にあつては2.1%以上の障害者（身体障害者又は知的障害者）を雇用する義務を負う。この場合、重度障害者1人は障害者2人として算入される。

障害者差別禁止法（P2）

障害のある人が差別なく人権を保障され、自らが権利を行使でき、社会のあらゆる場面において「完全参加と平等」が実現されることを目的として基本となる法律の制定を求める運動が行われている。

障害者就業・生活支援センター（P27、P49）

知的障害者や精神障害者等、就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことを目的としている。

障害者施策推進協議会（P6）

障害者基本法の規定により、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等の調査審議を行うために設置された執行機関の附属機関をいう。その委員は、障害当事者、学識経験者、障害者福祉事業従事者、関係行政機関の職員などで構成される。

障害者スポーツ指導員（P26）

障害のある人へのスポーツ指導に当たっては、スポーツのルールや指導法の習得ばかりでなく、障害やスポーツに関する医学的、心理学的な知識が必要である。障害者スポーツ指導員は養成講習受講者で、地域での障害者スポーツの普及のための指導を行う者をいう。

障害児療育等支援事業（P22）

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る事業をいう。

障害者週間（P4）

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の一部改正により、国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めると

もに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発に係る取組を展開している。

障害者の日（P28、P42、P44）

国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを趣旨とし、毎年12月9日を「障害者の日」としている。この日は、国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した日であり、障害者対策推進本部が定めていた「障害者の日」を法律（障害者基本法）上に位置づけたものである。

障害者110番（P15）

障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応する常設相談窓口をいう。内容に応じ弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じ専門機関に依頼する。

障害福祉サービス（P6、P9、P11、P32、P33、P40、P42、P45、P46、P47、P48、P50）

障害福祉サービスとは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービスのことをいう。障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」（居宅介護（ホームヘルプ））、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム））、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助（グループホーム））がある。

障害保健福祉圏域（P21、P32）

各市町村の区域を越える広域的な事業の実施など、地域の特性を踏まえた施策を計画的に推進するために、5つの圏域を設定している。

障害年金（P11）

国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付をいう。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。

小規模作業所（P10、P49）

障害者の働く場として、障害者、親、職員をはじめとする関係者の共同事業として地域の中で生まれ、運営される作業所をいう。法的に認められている身体障害者授産施設等と違い無認可施設であるため公的援助が少なく、財政基盤をはじめ、施設整備、施設運営全般に十分な内容といえないものが多い。共同作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称で呼ばれている。

情報リテラシー（情報活用能力）（P19）

リテラシーとは「読み書き能力」のことをいい、情報リテラシーとは情報を使いこなす能力のことをいう。コンピュータを使いこなす能力のこととして、「コンピュータリテラシー」とも呼ばれる。パソコンの操作やデータの整理、インターネットでの情報検索など様々な分野を含む。

職業能力開発校（P14）

職業能力開発促進法に基づいて都道府県が設置している職業能力開発施設をいう。中学校や高等学校を新たに卒業し就職しようとする人や、既に職業に就いたが違う職業に就きたいという人が、就職に必要な基礎的技能・知識を身につけるところである。

職業リハビリテーション（P14）

障害者等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門領域をいう。

職場実習（P28）

一般企業等における就業体験を通じて、一般企業での就労に必要な知識や経験を獲得するための実践的なトレーニングを行うことをいう。

自立訓練（機能訓練）（P22、P30、P43、P44、P48）

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉

サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うことをいう。

自立訓練（生活訓練）（P22、P30、P43、P48）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行うことをいう。

新体系移行（P10）

障害者自立支援法に基づくサービス体系へ移行することを新体系移行という。

障害者自立支援法に基づくサービス体系の特徴は、これまでの障害種別に基づく縦割りのサービス体系から、障害の種別に関わらずサービス利用が可能となるよう介護や訓練などの「機能」に応じたサービス体系に再編されたこと、施設入所者も地域の日中活動の参加が可能となるようサービスを「日中活動の場」と「住まいの場」に分離（昼夜分離）したこと、一般就労に向けた支援のため就労移行支援事業等の新たなサービスの創設を行ったことである。これによって、障害者本人のニーズにより的確に対応することが可能となった。なお、障害者自立支援法の経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健法及び精神障害者福祉に関する法律）体系で運営している施設は、経過措置の終了する平成24年3月までに移行することとされている。

身体障害者地域リハビリテーション協議会（P11）

身体障害者に対する一貫したリハビリテーション活動を推進することを目的に設置されるもので、障害者の自立に向け、医療、職業、教育、社会福祉の各分野との連携を密にした地域リハビリテーションを推進する。

生活介護（P22、P30、P43、P44、P48）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供することを

いう。

生活習慣病 (P8)

生活習慣病とは、食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称である。

生活習慣病に関連する代表的な病気として、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、高脂血症などの病気が挙げられる。

精神障害者地域移行支援特別対策事業 (P24)

精神障害者地域移行支援特別対策事業は、精神障害者の地域移行に必要な体制の総合調整役を担う地域体制整備コーディネーターや利用対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員の配置を柱とした事業で、平成20年度に開始された。この事業の実施により、障害福祉計画に基づく退院可能精神障害者の地域移行を目指す。

精神障害者保健福祉手帳 (P3)

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付し、交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者社会復帰及び自立並びに社会参加の促進を図ることを目的とする手帳をいう。

精神保健福祉士 (P11)

精神保健福祉士法に基づく国家資格をいう。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とする者で、精神保健福祉士登録簿に登録された者をいう。

成年後見制度 (P15)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度をいう。

総合的な学習の時間 (P13、P17)

各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じ、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味、関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行える時間として設けられたものをいう。この時間では、子どもたちが各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に働かせることができるようにすることを目指しており、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科等の枠を超えた学習な

どができる。

相談支援 (P9、P10、P11、P12、P13、P22、P25、P32、P33、P41、P46、P47、P49)

相談支援は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として実施するサービスで、障害福祉サービス等の利用計画が立てられない場合や、一般的な相談をしたい場合などの相談に対応するものである。

措置制度 (P3、P42)

行政（県や市町村）が福祉サービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する制度をいう。

【た行】

退院可能精神障害者 (P24、P46)

精神科病院の入院患者のうち受入条件が整えば退院可能な者のことをいう。平成16年9月に精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策が示され、精神病床の機能分化・地域生活支援体制の強化等立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を全体的に進めることによって、10年後の解消を図ることとされている。

第三者評価 (P11)

福祉サービスの質の向上を図るためサービス等の事業内容を公正・中立な第三者機関が専門的・客観的に評価する制度をいう。

第2期沖縄県障害福祉計画 (P5、P7、P21)

障害者自立支援法第89条第1項の規定により、基本指針（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針で、厚生労働大臣が定めるものをいう。）に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、沖縄県の各市町村を通ずる広域的な見地から、第2期（平成21年度から平成23年度までの期間をいう。）にお

ける障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画について、沖縄県が定めたものをいう。

短期入所（ショートステイ）（P23、P30、P32、P33、P40、P43、P44、P48）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うことをいう。

地域活動支援センター（P10）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のことをいう。

地域自立支援協議会（P32）

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するものである。その構成員又はメンバーは、地域の実情に応じ選定される。構成員の例としては、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、当事者、学識経験者などが挙げられる。同協議会の主な機能は、中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施すること、困難事例への対応のあり方に関する協議や調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じ随時開催）を行うこと、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行うこと、地域の社会資源の開発や改善を行うこと、市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議を行うこと、権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置や運営等を行うことなどが期待される。

地域生活支援事業（P9、P32、P33、P39、P46）

地域生活支援事業は、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施する事業である。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行う。

市町村の地域生活支援事業は、障害者並びに障害児（者）の保護者等に対する相談支援、手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、創作的活動等の機会の提供、その他市町村の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

都道府県の地域生活支援事業は、専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業、サービス提供者等のための養成研修事業、その他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

地域リハビリテーション（P10、P45）

障害を抱える者や老人が、住み慣れた所で、そこに住む人々とともに、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わる人々が行うすべてのことをいう。

聴覚障害者情報提供施設（P19、P29）

身体障害者福祉法に基づき設置される身体障害者更生援護施設のうち視聴覚障害者情報提供施設の一つをいう。聴覚障害者用字幕（手話）入ビデオカセットの制作及び貸出事業を主たる業務とし、あわせて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障害者に対する相談事業を行う施設をいう。

低床バス（ノンステップバス）（P26）

障害者や高齢者、妊産婦等が乗り降りしやすいように、路面から車両床面までの高さを低く（65cm以下）したバスをいう。かさ上げされた歩道と車両床面との段差がほとんどなく、ほぼ平面移動が可能なバスをノンステップバス、1段だけ段差があるものをワンステップバスという。

特別支援学校（P4、P12、P13、P17、P28）

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。

特定生活関連施設 (P26)

沖縄県福祉のまちづくり条例により、社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者の利用する生活関連施設は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備基準に適合させる等の必要がある。特に、高齢者、障害者等が社会生活を営む上で整備を促進することが必要な施設（これを「特定生活関連施設」という。）を新築等する場合には、知事に事前協議をしなければならない、とされている。

特別支援教育 (P12、P13、P41)

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等も含めて、障害のある児重生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、学校における生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものをいう。

特別支援教育コーディネーター (P28)

障害のある児重生徒等の支援を適切に進めるために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役として、学校の校務として位置付ける者をいう。

特別障害者手当 (P11)

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的として、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される。

【な行】

ノーマライゼーション (P1、P5)

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え

るべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方をいう。

日常生活自立支援事業 (P15、P21)

判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業をいう。地域福祉権利擁護事業からその名称が変更された。

日中活動系サービス (P9、P10、P30)

障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護、児童デイサービス、短期入所などの昼に提供されるサービス種別を日中活動系サービスという。

【は行】

ハートビル法 (P4、P41)

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」をいう。誰もが円滑に利用できるような建築物の整備を促進することを目的として平成6年6月に制定された。多数の者が利用する建築物を建築する者に対し、障害者等が円滑に利用できる措置を講ずることを義務あるいは努力義務として課すものである。特に、不特定かつ多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用するもので2,000㎡以上の建築物については、整備基準への適合が義務づけられる。また、より望ましいとされている水準に適合する建築物は、容積率の緩和、税制上の特例、低利融資などの支援を受けることができる。平成18年6月に、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定されている。

発達障害 (P3、P10、P49)

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものを

いう。

発達障害者支援法（P3）

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的として平成16年に制定された。

発達障害者支援センター（P10、P21、P49）

都道府県等に設置される発達障害者支援センターでは、発達障害者の日常生活（行動やコミュニケーション等）についての相談支援や発達支援、就労支援（必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と連携）、普及啓発及び研修を行っている。

バリアフリー（P2、P4、P13、P17、P18、P19、P25、P26、P28、P29、P49、P50）

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味である。バリアフリーという用語は、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、第3次沖縄県障害者基本計画本文では、障害者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を除去するという意味で用いている。

びわこミレニアム・フレームワーク（P1、P2、P39、P49）

平成14年10月に滋賀県で開催された「アジア太平洋障害者の十年」ハイレベル政府間会合において採択された、2003年から2012年までのアジア太平洋地域の障害者のための行動計画をいう。同行動計画は、「女性障害者」や「情報通信」など7つの優先的な行動領域を掲げている。

びわこプラスファイブ（P2）

国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C

A P）における「アジア太平洋障害者の十年（2003-2012）」の行動計画である「びわこミレニアム・フレームワーク（B M F）」を補完し、2008年から2012年までの実施を促進するための行動指針であり、「アジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブでバリアフリーな、かつ、権利に基づく社会」を目指す。

福祉オンブズマン（P15）

オンブズマン（オンブズパーソン）制度は、行政及び議会若しくは一定の領域に関する問題について、意見聴取、調査、監視、提言などを行う第三者機関であり、福祉オンブズマンとは、一定の福祉の領域に関する「専門オンブズマン」である。①自治体が独自に設置する場合、②福祉施設が独自に設置する場合、③市民運動の一形態として活動する場合がある。

福祉教育（P16、P17）

社会福祉に対する住民の理解と参加を促進するために、行政機関や民間団体などによって行われる福祉に関する啓発・体験活動や学校における教育活動のことをいう。

福祉的就労（P14、P39）

授産施設や小規模作業所で働くことをいう。自立、更生を促進し、生き甲斐をつくるという意味合いもある。

福祉のまちづくり条例（P17、P48、P49）

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害のある人等が自由に行動し、平等に参加できる社会を築いていくため、平成9年に沖縄県が制定した条例をいう。

建築物の出入口の段差解消、エレベーターの設置、幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、福祉の観点を踏まえた総合的なまちづくりを目指す。

福祉マーク（P16）

沖縄県においては、平成9年4月から「沖縄県福祉のまちづくり条例」が施行され、高齢者や障害者等の利用に配慮した施設整備が進められている。これらの施設のバリアフリー情報を周知することによって、すべての人の自由な行動と社会参加がさらに促進されるものと期待されることから、これらのバリアフ

リー情報が簡易に発信できるよう平成13年11月に「沖縄県福祉マーク」が作成された。

訪問系サービス (P9、P22)

障害福祉サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援など自宅や外出時に提供されるサービスの種別を訪問系サービスという。

ボランティア推進校 (P28)

小・中学校及び高等学校の児重・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連携の精神を養うとともに、児重・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的として指定された学校をいう。

ボランティアネットワーク (P17)

ボランティアを募集しているNPO等の団体とボランティアをしたいというボランティア希望者とを結ぶボランティアの情報ネットワークをいう。

【ま行】

モニタリング (P7)

監視・観察の意味で、日常的・継続的な点検のことをいう。企業の消費者調査や社会福祉において、関係者のサービス評価などの際に行われる。

耳マーク (P19)

中途失聴・難聴者等で手話を使えない人にとって筆談がコミュニケーションを取る最も有効な手段であることから、聴覚に障害のあることを相手に理解してもらい筆談を行いやすくすることを目的に社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が普及に努めているシンボルマークをいう。

マンパワー (P11、P25)

人的資源の意味をいう。人口の高齢化が急速に進展し、保健医療・福祉の需要が増大する中で、サービスの担い手である保健医療・福祉の分野のマンパワーの果たす役割はますます重要となっている。

メタボリックシンドローム (P8)

メタボリックシンドロームとは、内蔵脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のことをいう。

【や行】

ユニバーサルデザイン (P2、P18)

バリアフリーが障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処する考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をはじめから考えてデザインする考え方をいう。

国土交通省では、高齢者や障害のある人のみならず可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づき、今後の社会資本整備、交通分野における取組方針を「ユニバーサルデザイン大綱」として平成17年7月に公表している。

要約筆記奉仕員 (P11、P19、P29)

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、手話習得の困難な中途失聴者や、難聴者などの聴覚障害者のため、文字によるコミュニケーション手段として要約筆記を行う者のことをいう。

【ら行】

理学療法士 (P11、P39、P42)

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家資格に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業務とする者をいう。理学療法とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

リハビリテーション（P1、P10、P13、P39、P45）

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方をいう。

療養介護（P23、P30、P44、P48）

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うことをいう。

第3次沖縄県障害者基本計画の策定、管理及び変更に係る経過

第3次沖縄県障害者基本計画の策定 平成16年3月18日

第3次沖縄県障害者基本計画の変更 平成21年6月16日

年度	月 日	会議名称・事項等	協議内容等
平成 14 年度	6月20日	「新計画策定指針」策定	福祉保健部長決裁
	7月23日	平成14年度第1回沖縄県障害者 施策推進協議会幹事会	・委嘱 ・協議会への提出議案協議
	7月25日	平成14年度第1回沖縄県障害者 施策推進協議会	・委嘱 ・現計画（障害者福祉長期行動計画）の実施状況 報告 ・計画策定指針の説明
	8月13日	平成14年度第1回計画策定庁内 委員会作業部会	・障害者実態調査の概要説明、調査項目の検討
	8月16日	第3次障害者基本計画「障害者 実態調査」説明会	・障害者実態調査項目の説明（8団体、14名参加）
	8月28日	第3次障害者基本計画「策定指 針」説明会	・計画策定指針の説明（9団体、9名参加）
	9月1日	障害者実態調査の実施	障害者実態調査の実施（調査基準日：9月1日）
	10月29日	第1回素案策定委員会	素案策定委員会の構成（11名） <hr/> 学識経験者 2名 障害者 2名 関係団体 3名 養護学校関係者 1名 福祉保健所関係者 1名 行政関係職員 2名
	11月21日	第2回素案策定委員会	
	12月11日	第3回素案策定委員会	
	12月24日	第4回素案策定委員会	
	1月21日	第5回素案策定委員会	
	2月18日	第6回素案策定委員会	
	3月12日	第7回素案策定委員会	

平成15年度	5月14日	「障害児（者）実態調査」の結果について公表	(調査結果) 回答者数、回答率 ①身体障害者 4,527人 45.3% ②知的障害者 1,412人 70.6% ③精神障害者 1,462人 73.1% ④企業等 72人 55.4%
	6月4日	平成15年度第1回計画策定庁内委員会作業部会	・障害者実態調査について（報告概要説明） ・計画素案について（指針、素案たたき台の説明）
	7月11日	第2回計画策定庁内委員会作業部会	・計画素案について（修正意見及び事務局調整案の検討） ・施策体系に係る事業について（事業概要の説明）
	7月15日	障害者団体から県に対する要請	・計画策定にかかる要請（要請内容：障害者の意見を反映する仕組み作りなど） ※身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに関係団体等 33名
	7月30日	第3回計画策定庁内委員会作業部会	・計画素案について（2次修正意見及び事務局調整案の検討） ・施策体系に係る事業について（事業概要の説明）
	8月9日	平成15年度第1回計画策定庁内委員会	・計画素案について（素案の検討）
	9月16日	「第3次障害者基本計画（仮称）素案」説明会〔任意団体関係〕	障害者団体（任意団体）に対する素案の説明及び意見聴取（18団体、43名参加） ・計画素案の検討経緯、概要説明 ・意見聴取
	9月17日	「第3次障害者基本計画（仮称）素案」説明会〔法人団体関係〕	障害者団体（法人団体）に対する素案の説明及び意見聴取（6法人、16名参加） ・計画素案の検討経緯、概要説明 ・意見聴取
	10月30日	第4回計画策定庁内委員会作業部会	・計画素案について（3次修正意見及び事務局調整案の検討） ・目標設定表（実施計画）について（事務局案の概要説明）
	11月14日	第2回計画策定庁内委員会	・計画素案について（修正素案の検討、目標設定表の検討）
	11月20日	第3次障害者基本計画（仮称）素案説明会〔法人団体関係〕	・修正意見に対する回答・修正素案に関する説明 ・目標設定表（実施計画）について説明 ・意見聴取（6団体、13名参加）
11月20日	第3次障害者基本計画（仮称）	・修正意見に対する回答・修正素案に関する説明	

		素案説明会〔任意団体関係〕	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定表（実施計画）について説明 ・意見聴取（16団体、33名参加）
	12月11日	第3次障害者基本計画（仮称）素案説明会〔施設関係法人関係〕	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討経緯、概要説明及び目標設定表の説明（39法人、64名参加）
	12月17日	平成15年度第1回障害者施策推進協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の協議事項に関する調整協議 ・現計画、プランの実施状況及び障害者実態調査に関する報告 ・計画原案について説明
	12月19日	パブリックコメントの実施（平成15年12月19日から平成16年1月14日まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの県ホームページで、計画案を公表し、県民からの意見について募集
	12月24日	平成15年度第1回障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画、プランの実施状況及び障害者実態調査に関する報告 ・計画原案について説明及び協議
	1月23日	第3回計画策定庁内委員会・第5回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会から意見のあった事項に係る検討 ・パブリックコメントによる意見反映の検討
	1月28日	第2回障害者施策推進協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の協議事項に関する調整 ・パブリックコメント報告、意見聴取方法等
	2月4日	第2回障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント意見反映に関する報告など
	2月20日	第4回計画策定庁内委員会・第6回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 協議会から意見のあった事項等に係る検討
	2月26日	第3回障害者施策推進協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の協議事項に関する調整 ・修正計画案に関する協議
	3月10日	第3回障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・修正計画案に係る協議 ・協議会意見の取りまとめ
	3月15日	障害者施策推進協議会から意見具申	<ul style="list-style-type: none"> ・計画推進に当たっての意見
	3月18日	第3次沖縄県障害者基本計画の策定	平成16年3月18日付け沖縄県知事決定（知事決裁）
平成16年度	6月18日	沖縄県障害者福祉長期行動計画（平成6年度から平成15年度まで）の進捗調査の実施	前計画（沖縄県障害者福祉長期行動計画）に定める計画項目に係る進捗状況及び達成状況についての調査
	12月	第3次沖縄県障害者基本計画計画の平成15年度実績公表	冊子「福祉保健行政の概要」において、基本計画の計画事項に係る平成15年度実績について公表
平成	8月	第3次沖縄県障害者基本計画の進捗状況に関する調査の実施	計画に定める項目の進捗状況及び達成状況についての調査

17年度	12月	第3次沖縄県障害者基本計画計画の平成16年度実績公表	冊子「福祉保健行政の概要」において、基本計画の計画事項に係る平成16年度実績について公表
平成18年度	8月1日	第3次沖縄県障害者基本計画の進捗調査に関する実施	計画に定める項目の進捗状況及び達成状況についての調査
	12月	平成17年度実績について公表	冊子「福祉保健行政の概要」において、基本計画の計画事項に係る平成17年度実績について公表
平成19年度	2月8日	第3次沖縄県障害者基本計画の進捗調査の実施	・計画に定める項目の進捗状況及び達成状況についての調査
平成20年度	4月30日	沖縄県精神科病院に対する調査依頼	受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院実績に関する調査
	6月20日	沖縄県各部局長、県教育長及び県警察本部並びに福祉保健部各課に対する調査	・第3次沖縄県障害者基本計画進捗状況調査及び後期目標設定依頼
	6月30日	県内の旧入所施設その他事業所に関する調査	障害者自立支援法に基づく新体制サービス移行計画等に関する調査
	6月30日 ～7月28日 10月4日	障害者団体、福祉施設その他の意見交換	障害者団体、福祉施設その他の35団体等に対するヒヤリング
	8月～9月	市町村における障害福祉施策の実施状況等ヒアリング	市町村担当課から障害福祉計画に係る実績等の報告、実情ヒヤリング
	10月3日	市町村障害福祉計画のサービス見込量等について調査	
	10月24日	第1回沖縄県障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次沖縄県障害者基本計画前期前期目標の進捗状況報告 ・第1期障害福祉計画の実績を報告 ・国の障害者自立支援法の見直しの動向その他について報告 ・第3次障害者基本計画と障害福祉計画第2期の策定については平行して行い、障害福祉計画策定後に数値目標等を障害者基本計画に盛り込む旨を説明
	10月31日	沖縄県精神科病院に対し調査を追加依頼	精神科病床退院後の地域支援に必要なニーズを把握するため、精神科病床における入院患者実態調査について実施
	11月～12月	市町村担当者に対するヒヤリング	市町村障害福祉計画のサービス見込量その他につ

	グ	いてヒヤリング	
	12月24日	第2回沖縄県障害者施策推進協議会	第2期沖縄県障害福祉計画の速報値について報告
	12月	平成18年度及び平成19年度の計画実績について公表	冊子「福祉保健行政の概要」において、基本計画の計画事項に係る平成18年度及び平成19年度の計画実績について公表
	1月8日	厚生労働大臣が定める基本的な指針の一部改正	平成21年厚生労働省告示第2号により、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部が改正された。
	1月29日	第3回沖縄県障害者施策推進協議会	障害者自立支援法に基づく第2期沖縄県障害福祉計画（案）について調査審議
	2月29日 ～3月9日	パブリックコメントによる県民意見の募集	障害者自立支援法に基づく第2期沖縄県障害福祉計画（案）に係る意見募集
	3月9日	第3次沖縄県障害者基本計画の変更により同計画に定める計画事項及び目標数値の確定	障害者自立支援法に基づく第2期沖縄県障害福祉計画の目標数値、サービス見込量等についての確定
	3月19日	第4回沖縄県障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期沖縄県障害福祉計画（修正案）に関する調査審議 第2期沖縄県障害福祉計画（案）及び同計画の内容を第3次沖縄県障害者基本計画に盛り込むことについて了承
	3月30日	第2期沖縄県障害福祉計画の策定（沖縄県知事決定）	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法第89条第1項の規定による都道府県障害福祉計画の策定（沖縄県知事決裁）
平成21年度	4月～5月	障害福祉計画に定める目標数値等について第3次沖縄県障害者基本計画に反映させるための作業	第3次沖縄県障害者基本計画に関し、その計画期間の後期5年間の計画項目及びその数値目標について第2期沖縄県障害福祉計画の計画項目及び数値目標との調和を確保するとともに、計画策定後の制度変更により現行制度に適合しない部分について必要な修正を加えて、第3次沖縄県障害者基本計画の変更案について作成
	5月15日	沖縄県障害者施策推進協議会への報告	第3次沖縄県障害者基本計画の変更案について
	5月15日	沖縄県各部長、県教育長及び県警察本部長並びに福祉保健部各課長に対し、変更案について意見照会	第3次沖縄県障害者基本計画の変更案に対する意見照会
	5月15日	国関係機関、市町村障害保健福	第3次沖縄県障害者基本計画の変更案に対する意

	社主管課への意見照会	見照会
5月15日	県内障害者団体への意見照会	第3次沖縄県障害者基本計画の変更案に対する意見照会
5月15日 ～5月28日	パブリックコメントによる県民意見の募集	第3次沖縄県障害者基本計画変更案に係る意見募集
5月28日 ～6月10日	意見照会に対する回答及び意見に関する関係機関との調整協議並びに計画案への反映措置	沖縄県障害者施策推進協議会、関係機関、市町村、県民等からの提示意見につき調整協議するとともに、計画本文への反映させる措置の実施備考) 提示された意見の状況 (1) 障害者施策推進協議会委員提示意見 1件 (2) 県関係部課提出意見 3件 (3) 国、市町村その他関係機関提示意見 0件 (4) パブリックコメント(県民意見) 1件
6月11日	第3次沖縄県障害者基本計画の変更(県案)の作成	福障起案「第3次沖縄県障害者基本計画の変更及びその要旨の公表について」
6月16日	第3次沖縄県障害者基本計画の変更	平成21年6月16日変更決定(沖縄県知事決裁)
6月16日	パブリックコメントの意見募集の結果等について公表	計画の変更決定に基づき、パブリックコメント(県民意見)の募集結果及びその反映措置について沖縄県ホームページで公表
6月18日	計画変更の要旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法第9条第9項において準用する同条第8項の規定により、計画変更の要旨及び変更後の計画全文の公表 変更後の計画について沖縄県福祉保健部障害保健福祉課のホームページへの掲載及び各行政情報センター(本庁、宮古、八重山)で縦覧
6月24日	沖縄県議会に対する報告	障害者基本法第9条第9項において準用する同条第8項の規定により、第3次沖縄県障害者基本計画の変更について、知事から沖縄県議会議長に対し報告(平成21年6月24日付け福障第1562号)
6月29日	平成21年第4回沖縄県議会(6月定例会)における報告	沖縄県議会本会議において「諸般の報告」(同日議事日程第3号)として報告
8月24日 ～8月28日	障害保健福祉圏域別説明会の開催	障害保健福祉圏域における障害福祉サービス等の現状と課題について調整協議、意見交換その他上方交換の実施

(備考：平成21年8月18日現在で、同月28日の経過予定までを記載)

第3次沖縄県障害者基本計画の体系

基本的な考え方

- ノーマライゼーション理念に基づく社会の形成
- 障害者の権利擁護

すべての施策の基本となる視点

- 障害者の権利を尊重した施策の実施
- 障害特性に応じた多様なニーズへの対応
- 利用者本位のきめ細かな対応

重点的な課題

- 障害者の地域居住、社会参加の支援
- 精神障害者の福祉サービスの充実

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実を目指して

(1) 保健、医療サービスの充実

- ① 保健、医療サービスの充実
- ② 精神障害者の保健・医療の充実
- ③ 医療費公費負担制度の充実 1

(2) 自立し安心して生活するための福祉サービスの充実

- ① 訪問系サービス、相談支援及び地域生活支援事業の充実
- ② 日中活動系サービスの充実
- ③ 居住系サービスの充実
- ④ 発達障害を有する障害児(者)に対する総合的支援
- ⑤ 高次脳機能障害についての支援
- ⑥ 地域リハビリテーション体制の整備
- ⑦ 経済的支援の充実
- ⑧ サービスの向上

(3) 障害者を支える人材の養成、確保

- ① 保健、医療の専門職員の養成
- ② 福祉サービスの人材確保

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

(1) 教育、療育の充実

- ① 充実した教育、療育の実施
- ② 早期教育の充実
- ③ 学校教育の充実
- ④ 特別支援教育の人材育成
- ⑤ 生涯学習・社会教育の充実

(2) 雇用拡大、就業の促進

- ① 雇用の促進
- ② 職業リハビリテーションの推進

(3) 社会活動参加の促進

- ① 社会活動参加の推進
- ② スポーツレクリエーション及び文化活動の促進

3 ともに支え合う社会の構築をめざして

(1) 権利擁護システムの強化・推進

- ① 権利擁護の推進
- ② 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成
- ③ 欠格条項の改善

(2) 啓発広報活動の強化

- ① 広報活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の育成・支援

(3) 地域生活環境の整備

- ① 福祉環境の整備
- ② 住宅環境の整備
- ③ 移動・交通手段の整備
- ④ 防災、防犯対策の推進
- ⑤ 情報、コミュニケーションの確保

(4) 国際交流・協力活動の推進

- ① 国際交流活動の推進
- ② 国際協力活動の推進

計画推進に向けて

- 推進体制の強化（関係機関や当事者との連携強化）
- 施策への当事者意見の反映
- 事業の評価及び計画見直しに際しての当事者参加の強化

第3次沖縄県障害者基本計画における施策の体系

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

- (1) 保健、医療サービスの充実
 - ① 保健、医療サービスの充実
 - ② 精神障害者の保健・医療の充実
 - ③ 医療費公費負担制度の充実
- (2) 自立し安心して生活するための福祉サービスの充実
 - ① 訪問系サービス、相談支援及び地域生活支援事業の充実
 - ② 日中活動系サービスの充実
 - ③ 居住系サービスの充実
 - ④ 発達障害を有する障害児（者）に対する総合的な支援
 - ⑤ 高次脳機能障害についての支援
 - ⑥ 地域リハビリテーション体制の整備
 - ⑦ 経済的支援の充実
 - ⑧ サービスの向上
- (3) 障害者を支える人材の養成、確保
 - ① 保健、医療の専門職員の養成
 - ② 福祉サービスの人材確保

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

- (1) 教育、療育の充実
 - ① 充実した教育、療育の実施
 - ② 早期教育の充実
 - ③ 学校教育の充実
 - ④ 特別支援教育の人材育成
 - ⑤ 生涯学習・社会教育の充実
- (2) 雇用拡大、就業の促進
 - ① 雇用の促進
 - ② 職業リハビリテーションの推進
- (3) 社会活動参加の促進
 - ① 社会活動参加の推進
 - ② スポーツレクリエーション及び文化活動の促進

3 ともに支え合う社会の構築をめざして

- (1) 権利擁護システムの強化・推進
 - ① 権利擁護の推進
 - ② 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成
 - ③ 欠格条項の改善
- (2) 啓発広報活動の強化
 - ① 広報活動の推進
 - ② 福祉教育の推進
 - ③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の育成・支援
- (3) 地域生活環境の整備
 - ① 福祉環境の整備
 - ② 住宅環境の整備
 - ③ 移動・交通手段の整備
 - ④ 防災、防犯対策の推進
 - ⑤ 情報、コミュニケーションの確保
- (4) 国際交流・協力活動の推進
 - ① 国際交流活動の推進
 - ② 国際協力活動の推進

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）抄

最終改正：平成十六年法律第八十号

第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者という。

（基本的理念）

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

（国民の理解）

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（障害者週間）

第七条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）

第八条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

（障害者基本計画等）

第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

（要旨を公表しなければならない）

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨

を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）抄

最終改正：平成一八年法律第九四号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 三 意思疎通について支援が必要な障害者

等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。

三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者という。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者という。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活

援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

4 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

5 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

7 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便

宜を供与することをいう。

9 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。

10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉

厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。

二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれていた環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

18 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。

19 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

20 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

21 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

22 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都

道府県障害福祉計画の作成に関する事項

三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

五 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

六 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

七 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第二十六条第一項の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（国の援助）

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

新旧対照表（変更箇所対照表）

変 更 後	変 更 前
<p>第3次沖縄県障害者基本計画 ～美らしま障害者プラン～</p> <p>平成16年3月18日策定 平成21年6月16日変更</p> <p>沖 縄 県</p>	<p>第3次沖縄県障害者基本計画 ～美らしま障害者プラン～</p> <p>沖 縄 県</p>
<p>目次</p> <p>I 総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 社会情勢の変化</p> <p>3 計画の性格</p> <p>4 計画の期間</p> <p>5 計画策定の基本的な考え方</p> <p>6 施策の方向</p> <p>7 計画の推進</p> <p>II 施策の展開方向</p> <p>1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして</p> <p>2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして</p> <p>3 とともに支え合う社会の構築をめざして</p> <p>III 目標設定</p> <p>IV 圏域別の施策展開</p>	<p>目次</p> <p>I 総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 社会情勢の変化</p> <p>3 計画の性格</p> <p>4 計画の期間</p> <p>5 計画策定の基本的な考え方</p> <p>6 施策の方向</p> <p>7 計画の推進</p> <p>II 施策の展開方向</p> <p>1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして</p> <p>2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして</p> <p>3 とともに支え合う社会の構築をめざして</p> <p>III 目標設定</p> <p>IV 圏域別の施策展開</p>

I 総論

1 計画策定の趣旨

本県では、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において生きがいをもって社会参加できるようにする「リハビリテーション」の理念のもとに、平成6年度に「沖縄県障害者福祉長期行動計画」を策定し、さらに、平成10年度には、同計画の重点実施計画である「沖縄県障害者プラン」を策定して諸施策を推進してきました。

国際的な動きとしては、「アジア太平洋障害者の十年」の最終年となる平成14年に、滋賀県において開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のない、かつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択され、障害者施策の今後の方向が示唆されています。

このような国際的な潮流を踏まえ、本県においても、障害者が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、新たな障害者計画として「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を平成16年3月に策定し、計画期間である平成16年度から平成25年度までの10年間における施策の展開方法を定め、計画期間の前期（平成16年度から平成20年度までの5年間）における目標数値を定めました。

現行計画の計画期間の後期（平成21年度から平成25年度までの5年間）を迎えるに当たり、平成18年度から施行された障害者自立支援法や障害者関係の法制度の改正状況その他社会情勢の変化を踏まえ、計画期間の後期における目標値を設定する必要があります。

2 社会情勢の変化

(1) 障害者の高齢化、障害の重度化・重複化

障害者、介助者の高齢化や、障害の重度化・重複化が進んでいます。これらの人々が安心して暮らせる環境づくりが求められています。

I 総論

1 計画策定の趣旨

本県では、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において生きがいをもって社会参加できるようにする「リハビリテーション」の理念のもとに、平成6年度に「沖縄県障害者福祉長期行動計画」を策定し、さらに、平成10年度には、同計画の重点実施計画である「沖縄県障害者プラン」を策定して諸施策を推進してきましたが、まだ十分とは言えない状況にありました。

国際的な動きとしては、「アジア太平洋障害者の十年」の最終年となる平成14年に、滋賀県において開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のない、かつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択され、障害者施策の今後の方向が示唆されています。

このような国際的な潮流を踏まえ、本県においても、障害者が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指す、新たな障害者計画の策定が求められています。

2 社会情勢の変化

(1) 障害者の高齢化、障害の重度化・重複化

障害者、介助者の高齢化や、障害の重度化・重複化が進んでいます。これらの人々が安心して暮らせる環境づくりが求められています。

(2) 障害者の多様なニーズ

人々の生活水準の向上と価値観の多様化に伴い、障害者のニーズも多様化しており、個々のニーズへの対応が求められています。また、障害の種類によっても求める福祉サービスが異なり、個々の障害に即したサービスの提供が求められるとともに、ライフサイクルのすべての段階を通して総合的かつ利用者本位の支援が必要とされています。

(3) 障害者に関わる国内外の情勢**① 障害者の権利擁護**

国連において採択され、日本が平成19年9月に署名した障害者権利条約は、平成20年4月に批准国の数が20に達し、同年5月に発効しました。

国連アジア太平洋経済社会委員会における「びわこミレニアム・フレームワーク」は、その後期5年間の行動指針である「びわこプラスファイブ」が平成19年に採択されました。

これらの動向を踏まえ、国内においては、障害者権利条約の批准に向けた動きのほか、障害者差別禁止法案及び障害者虐待防止法案の検討、欠格条項の撤廃など、障害者の権利を擁護する活動が活発化しています。

② 国際生活機能分類（ICF）の採択

世界保健機構（WHO）によって、2001年5月に採択された国際生活機能分類（ICF）は、障害分類において新たに生活機能と環境因子の視点を加え、障害の状態について共通の理解を図り、これまでの障害者認定のあり方や障害者施策へ影響を及ぼすことが予想されます。

③ ユニバーサルデザインの浸透

障害者の社会生活の妨げとなる障壁のバリアフリー化については、子供や高齢者などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が浸透しつつあります。

(2) 障害者の多様なニーズ

人々の生活水準の向上と価値観の多様化に伴い、障害者のニーズも多様化しており、個々のニーズへの対応が求められています。また、障害の種類によっても求める福祉サービスが異なり、個々の障害に即したサービスの提供が求められるとともに、ライフサイクルの全ての段階を通して総合的かつ利用者本位の支援が必要とされています。

(3) 障害者に関わる国内外の情勢**① 障害者の権利擁護**

国連における「障害者権利条約」採択に向けての動き、「びわこミレニアム・フレームワーク」の優先的政策領域の一つとして女性障害者の設定や国内の「障害者差別禁止法」の制定の動き、欠格条項の撤廃など、障害者の権利を擁護する活動が活発化しています。

② 国際生活機能分類（ICF）の採択

世界保健機構（WHO）によって、2001年5月に採択された国際生活機能分類（ICF）は、障害分類において新たに生活機能と環境因子の視点を加え、障害の状態について共通の理解を図り、これまでの障害者認定のあり方や障害者施策へ影響をおよぼすことが予想されます。

③ ユニバーサルデザインの浸透

障害者の社会生活の妨げとなる障壁のバリアフリー化については、子供や高齢者などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が浸透しつつあります。

④ 高度情報化社会への対応

I T技術の発展に伴い高度情報化する社会の中で、障害者が生活を豊かにし就労の機会が拓げられるよう、情報化社会への対応が求められています。

(4) 障害者に関する法改正

① 平成15年度までの主な法改正等

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成11年5月）

医療保護入院の要件の明確化、精神障害者の人権に配慮した医療の確保、市町村における公費負担申請及び精神障害者保健福祉手帳申請の経由事務、居宅生活支援事業等の在宅福祉事業の追加等が行われました。

イ その他障害者に関する関連法の改正（平成12年6月）

平成12年6月には社会福祉事業法をはじめ身体障害者福祉法など福祉関係各法の改正が行われ、身体障害者、知的障害者福祉サービスにおける新しい利用制度の導入や、知的障害者福祉サービス実施事務の町村への委譲、手話通訳者派遣事業等の社会福祉事業としての法定化など、障害者福祉に関する大きな制度改革が行なわれました。

これを受け、身体障害者や知的障害者の新しい福祉サービスの利用制度として、平成15年度に「支援費制度」がスタートし、これまで行政が利用者を選定しサービスの内容を決めていた「措置制度」から、障害者自身が必要とするサービスを自ら選択し、契約によってサービスを受けることができるようになりました。

ウ 介護保険法の施行（平成12年4月）

平成12年4月から介護保険法が施行され、利用者がサービス提供事業者との契約により介護サービスを受けることができる仕組みが導入されました。これによって、障害者であっても65歳以上の者（同法に規定する40歳以上の特定疾患にある者を含む。）については、介護に関するサービスは原則とし

④ 高度情報化社会への対応

I T技術の発展に伴い高度情報化する社会の中で、障害者が生活を豊かにし就労の機会が拓げられるよう、情報化社会への対応が求められています。

(4) 障害者に関する法改正

① 精神保健福祉法の改正

平成11年5月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、医療保護入院の要件の明確化、精神障害者の人権に配慮した医療の確保や、市町村で公費負担申請及び精神障害者保健福祉手帳申請の経由事務、居宅生活支援事業等の在宅福祉事業が追加規定されるなど、制度の充実が図られています。

② その他障害者に関する関連法

平成12年6月には社会福祉事業法をはじめ身体障害者福祉法など福祉関係各法の改正が行われ、身体障害者、知的障害者福祉サービスにおける新しい利用制度の導入や、知的障害者福祉サービス実施事務の町村への委譲、手話通訳者派遣事業等の社会福祉事業としての法定化など、障害者福祉に関する大きな制度改革が行なわれました。

これを受け、身体障害者や知的障害者の新しい福祉サービスの利用制度として、平成15年度に「支援費制度」がスタートし、これまで行政が利用者を選定しサービスの内容を決めていた「措置制度」から、障害者自身が必要とするサービスを自ら選択し、契約によってサービスを受けることができるようになりました。

③ 介護保険制度の施行

平成12年4月から介護保険制度が施行され、利用者がサービス提供事業者との契約により介護サービスを受けることができる仕組みが導入されました。これによって、障害者であっても65歳以上の者（法に規定する40歳以上の特定疾患にある者を含む。）については、介護に関するサービスは原則として介護保

て介護保険法により提供されることになりました。

② 平成16年度以降の主な法改正等

ア 発達障害者支援法（平成16年12月制定、平成17年4月施行）

従来の身体障害、知的障害、精神障害という3つの枠組みでは的確な支援が難しかった発達障害のある方に対して、その障害の定義を明らかにし、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えた一体的な支援体制の整備が行われました。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年6月制定、平成18年4月全面施行）

精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、障害者福祉施策の有機的な連携による就業支援等を内容とする法改正が行われました。

ウ 障害者自立支援法（平成17年10月制定、平成18年4月一部施行、同年10月全面施行）

身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されてきた福祉サービスを一元的に市町村が提供する仕組みが整備され、利用者負担の見直し、国の財政責任の明確化を通じた安定的な制度の構築等が行われました。

エ 学校教育法の一部を改正する法律（平成18年6月制定、平成19年4月施行）

複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校が制度化されました。

オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月制定、同年12月施行）

公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め、障害のある人等が日常生活において利用する施設や経路を一体的に捉え、総

険制度により提供されることになりました。

法的なバリアフリー化を促進するため、従来のいわゆるハートビル法と交通バリアフリー法が「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に統合され、関係施策が拡充されました。

カ 障害者基本法の一部を改正する法律（平成18年6月改正、同月一部施行、平成19年4月全面施行）

障害者施策の基本的理念に障害を理由とする差別の禁止を明示するほか、障害者週間（12月9日から9日間）の設置、都道府県及び市町村障害者基本計画の策定義務等が定められました。

キ 教育基本法の改正（平成18年12月）

教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援が明記されました。

ク 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年12月改正、平成21年4月施行）

障害者雇用納付金制度の適用範囲の拡大及び雇用率の算定に関する特例の創設による中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設等がなされました。

(5) 事業主体として市町村の役割の重要性

法制度の改正に伴い、障害者福祉施策の推進における市町村の役割は重要度を増し、事業主体となる市町村の積極的な取り組みが求められています。県においては、総合的な福祉サービスの提供が行えるよう市町村との連携強化や支援体制の充実を図る必要があります。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、本県の障害者施策を総合的に推進するため、新たな計画を策定するものです。

3 計画の性格

この計画は、本県の障害者に関する基本計画及び実施計画であるとともに、市町

(5) 事業主体として市町村の役割の重要性

法制度の改正に伴い、障害者福祉施策の推進における市町村の役割は重要度を増し、事業主体となる市町村の積極的な取り組みが求められています。県においては、総合的な福祉サービスの提供が行えるよう市町村との連携強化や支援体制の充実を図る必要があります。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、本県の障害者施策を総合的に推進するため、新たな計画を策定するものです。

3 計画の性格

この計画は、本県の障害者に関する基本計画及び実施計画であるとともに、市町

村が策定する障害者計画の基本方向を示す指針であります。また、障害者が社会の一員として同等に生活できる共生社会を実現するためには、県民や民間企業、NPOなどの理解と協力が不可欠であり、すべての県民の自主的、主体的な行動の目標、指針となるものです。

計画の内容は、障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的な推進方策及び達成すべき障害保健福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものです。

この計画の後期における数値目標については、この計画で定める施策の方向や計画の推進に関する項目及び施策の展開方向やその体系を踏まえ、第2期沖縄県障害福祉計画との有機的な連携を確保すること等を考慮して設定するものとし、当該計画の目標達成と併せてこの計画の目標達成を目指すこととしています。

4 計画の期間

計画期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。

5 計画策定の基本的な考え方

この計画は、これまでのノーマライゼーションの理念を継承し、これを実現する社会の形成を目指します。また、障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し安心して生活することができるように障害者の権利擁護を推進します。

すなわち、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため、社会参加を阻む様々なバリアを取り除き、障害者が自己の選択と決定のもと自ら望む生き方を実現できる社会の形成を目指します。

6 施策の方向

障害者が社会の一員としてともに暮らせる共生社会の実現に向けて、次の3つを施策の柱とします。

(1) 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

障害者が、地域社会の中で安心して暮らしていけるように保健・医療・福祉サービスの充実及び連携強化を図ります。

村が策定する障害者計画の基本方向を示す指針であります。また、障害者が社会の一員として同等に生活できる共生社会を実現するためには、県民や民間企業、NPOなどの理解と協力が不可欠であり、すべての県民の自主的、主体的な行動の目標、指針となるものです。

計画の内容は、障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的な推進方策及び達成すべき障害保健福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものです。また、実施計画に伴う数値目標については、5年先の数値目標を設定し、必要に応じて数値目標を含め計画の見直しを行います。

4 計画の期間

計画期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。

5 計画策定の基本的な考え方

この計画は、これまでのノーマライゼーションの理念を継承し、これを実現する社会の形成を目指します。また、障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し安心して生活することができるように障害者の権利擁護を推進します。

すなわち、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため、社会参加を阻む様々なバリアを取り除き、障害者が自己の選択と決定のもと自ら望む生き方を実現できる社会の形成を目指します。

6 施策の方向

障害者が社会の一員としてともに暮らせる共生社会の実現に向けて、以下の3つを施策の柱とします。

(1) 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

障害者が、地域社会の中で安心して暮らしていけるように保健・医療・福祉サービスの充実及び連携強化を図ります。

(2) 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

障害者が、もてる能力と個性を發揮しながら、快適に生活し自己実現が図られるように様々な社会活動への参加を支援します。

(3) ともに支え合う社会の構築をめざして

障害者の社会参加を困難にする物理的、心理的な障壁を取り除き、安全で心地よい快適な生活環境の形成に努めます。

なお、これら施策の推進に当たっては、すべての施策に共通する基本的な視点として障害者の権利擁護と障害特性に応じた多様なニーズへの適切な対応、利用者本位のきめ細かな福祉サービスの提供の実施に取り組みます。

また、重点的な課題として、障害者の地域居住や社会参加の支援と、身体障害者や知的障害者の福祉サービスに比べて遅れている精神障害者の福祉サービスの充実を積極的に推進します。

(2) 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

障害者が、もてる能力と個性を發揮しながら、快適に生活し自己実現が図られるように様々な社会活動への参加を支援します。

(3) ともに支え合う社会の構築をめざして

障害者の社会参加を困難にする物理的、心理的な障壁を取り除き、安全で心地よい快適な生活環境の形成に努めます。

なお、これら施策の推進にあたっては、すべての施策に共通する基本的な視点として障害者の権利擁護と障害特性に応じた多様なニーズへの適切な対応、利用者本位のきめ細かな福祉サービスの提供の実施に取り組みます。

また、重点的な課題として、障害者の地域居住や社会参加の支援と、身体障害者や知的障害者の福祉サービスに比べて遅れている精神障害者の福祉サービスの充実を積極的に推進します。

7 計画の推進**(1) 沖縄県障害者施策推進協議会の活用**

障害者や障害福祉関係者などを委員として構成する沖縄県障害者施策推進協議会に、計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 国、市町村、民間との連携強化

障害者施策の推進に当たっては県民の理解のもと、国や市町村及びNPOを含めた民間団体などとの連携を強化し、障害者のニーズが施策に反映されるように、体系的かつ効果的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めます。

(3) 圏域別施策の推進

地域特性に沿ったサービスの提供を確保するため、圏域別に障害福祉サービス見込量及び事業所整備計画を定めます。また、各圏域における地域の実情や課題に適切に対応するため、当該圏域の資源を活用するとともに、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に関する市町村の取組みを支援し、地域のニーズに即し

7 計画の推進**(1) 沖縄県障害者施策推進協議会の活用**

障害者や障害福祉関係者などを委員として構成する沖縄県障害者施策推進協議会に、計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 国、市町村、民間との連携強化

障害者施策の推進にあたっては県民の理解のもと、国や市町村及びNPOを含めた民間団体などとの連携を強化し、障害者のニーズが施策に反映されるように、体系的かつ効果的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めます。

(3) 圏域別施策の推進

地域特性に沿ったサービスの提供を行うため、圏域別に重点施策を定め、地域のニーズに即したきめ細かな施策の展開を図ります。

たきめ細かな施策の展開を図ります。

(4) 計画推進体制の強化

施策の推進に当たっては、効果的かつスムーズな事業が展開できるように、障害者関係団体やNPO、民間団体等、行政の連携強化を図るとともに、障害者のニーズが反映される施策を推進します。

(5) 計画の見直し

社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しに際しては、過去の実績評価を行うとともに、広く障害者の意見が反映できるように取り組みます。

また、当事者を中心としたモニタリング調査を行い、障害者の意見の反映を図ります。

計画の後期における目標のうち、第2期沖縄県障害福祉計画との整合性を確保するために平成23年度末における数値により目標を設定するものについては、この計画期間中同年度後の目標数値を同年度に定めるものとします。

(4) 計画推進体制の強化

施策の推進にあたっては、効果的かつスムーズな事業が展開できるように、障害者関係団体やNPO、民間団体等、行政の連携強化を図るとともに、障害者のニーズが反映される施策を推進します。

(5) 計画の見直し

社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しに際しては、過去の実績評価を行うとともに、広く障害者の意見が反映できるように取り組みます。

また、当事者を中心としたモニタリング調査を行い、障害者の意見の反映を図ります。

II 施策の展開方向

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

(1) 保健、医療サービスの充実

障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、医療や医学的リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・重複化の予防に努めます。

① 保健、医療サービスの充実

妊産婦の健康教育や健康診査、乳幼児検診の充実など障害の原因となる疾病の早期発見及び早期治療体制を強化するとともに、生活習慣病など加齢に伴う

II 施策の展開方向

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

(1) 保健、医療サービスの充実

障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、医療や医学的リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・重複化の予防に努めます。

① 保健、医療サービスの充実

妊産婦の健康教育や健康診査、乳幼児検診の充実など障害の原因となる疾病の早期発見及び早期治療体制を強化するとともに、生活習慣病など加齢に伴う

障害を予防するため、県民の健康づくりを推進します。

また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療機関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するため、保健・医療と福祉サービスの連携強化を図ります。

このような保健、医療サービスに関する情報は、障害者が入手しやすい手段を用いて情報の提供を行うとともに、福祉事務所、保健所や児童相談所などの身近な地域における相談・指導體制の強化を図ります。

また、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。

●メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防

- 疾病の早期発見、早期治療による障害の予防
- 障害者の保健・医療体制の充実
- 相談体制の充実
- 医学的リハビリテーションの充実

② **精神障害者の保健・医療の充実**

精神障害者については、人権の配慮や緊急時の対応など保健・医療体制の一層の充実を図るとともに、相談・指導體制の強化や訪問看護を推進するなど、障害者の社会復帰を促します。また、精神科医療の充実に努めます。

- 精神障害者の保健医療の充実及び社会復帰の促進

③ **医療費公費負担制度の充実**

障害者が安心して医療を受けられるように、医療費の公費負担制度の充実に努めます。

- 公費負担制度の充実

(2) **自立し安心して生活するための福祉サービスの充実**

障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる多様なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニーズに応えるため、地域の社会資源を最大限に活用して、障害者の地域移行や就労を促

障害を予防するため、県民の健康づくりを推進します。

また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療機関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するため、保健・医療と福祉サービスの連携強化を図ります。

このような保健、医療サービスに関する情報は、障害者が入手しやすい手段を用いて情報の提供を行うとともに、福祉事務所、保健所や児童相談所などの身近な地域における相談・指導體制の強化を図ります。

また、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。

- 疾病の早期発見、早期治療による障害の予防
- 障害者の保健・医療体制の充実
- 相談体制の充実
- 医学的リハビリテーションの充実

② **精神障害者の保健・医療の充実**

精神障害者については、人権の配慮や緊急時の対応など保健・医療体制の一層の充実を図るとともに、相談・指導體制の強化や訪問看護を推進するなど、障害者の社会復帰を促します。また、精神科医療の充実に努めます。

- 精神障害者の保健医療の充実及び社会復帰の促進

③ **医療費公費負担制度の充実**

障害者が安心して医療を受けられるように、医療費の公費負担制度の充実に努めます。

- 公費負担制度の充実

(2) **自立し安心して生活するための福祉サービスの充実**

障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる多様なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニーズに応えるため、利用者本位の福祉サービスの充実に努めます。

進するための福祉サービスの充実に努めます。

① 訪問系サービス、相談支援及び地域生活支援事業の充実

障害者が日常生活を送るには、介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類や程度によって異なります。これらの多様なニーズに対して、訪問系サービスの充実と合わせて相談支援の強化を図り、個々のニーズに適したサービスの供給に努めます。

また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、障害者の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、市町村と十分連携しながら、身近な地域における総合的な支援体制の充実に努めます。

特に、精神障害者に対するサービス提供体制の整備を推進し、精神障害者の地域生活支援に積極的に取り組みます。

- 利用者のニーズに即した地域生活支援事業の充実
- 相談支援体制の充実
- 精神障害者に対するサービス提供体制の整備

② 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が必要とする日中活動系サービスを受けられることができるよう、圏域を単位として、障害福祉サービス事業所の設置を促進し、障害者の地域生活を支援します。

さらに、小規模作業所が地域活動支援センターその他の新体系サービス事業所に移行することを支援します。

- 日中活動系サービス事業所を拠点とした地域生活や就労の促進
- 小規模作業所の新体系移行の支援

① 在宅福祉サービスの充実

障害者が日常生活を送るには、在宅時や外出時など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類や程度によって異なります。これらの多様なニーズに対して、福祉サービスの充実と合わせてケアマネジメントの強化を図り、個々のニーズに適したサービスの供給に努めます。

また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、障害者の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、身近な地域における総合的な支援体制の充実に努めます。

特に、精神障害者の在宅福祉サービスは、他の障害に比べて遅れており、積極的に取り組みます。

- 利用者のニーズに即した生活支援事業の充実
- 総合的な支援体制の充実
- 精神障害者の在宅福祉サービスの推進

② 施設福祉サービスの充実

障害者施設については、今後もニーズに応じて整備を図るとともに、各種在宅福祉サービスを提供する在宅支援の拠点としての活用を図ります。

特に、地域に住む障害者が身近なところで施設が利用できるように、小規模通所授産施設等の通所施設や分場の整備を促進するとともに、入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の小規模化・個室化に努めます。

さらに、小規模作業所の支援強化を図ります。

- 障害者施設の在宅支援の拠点としての活用促進
- 通所授産施設の整備促進
- 施設の小規模化・個室化
- 小規模作業所の支援強化

③ 居住系サービスの充実

居住系サービスについては、施設入所支援サービスの提供体制の確保、圏域を単位とするグループホーム及びケアホームの提供体制の整備を促進します。

- グループホーム及びケアホームの提供体制の整備

④ 発達障害を有する障害児（者）に対する総合的な支援

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターの運営を社会福祉法人等に委託し、発達障害のある方やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる者の計画的な人材育成を図っていきます。

また、当事者家族を含めた関係機関との連携を図り、各ライフステージに応じた支援が行われるよう地域における支援体制の整備を推進します。

- 発達障害者支援センターの運営
- 障害児等療育支援事業の実施

⑤ 高次脳機能障害についての支援

高次脳機能障害の支援拠点機関において、専門的な相談支援の充実、関係機関との支援ネットワークの充実、正しい理解を促進するための普及啓発、支援手法等に対する研修等を行い、支援体制の確立を図ります。

- 高次脳機能障害支援普及事業の実施

⑥ 地域リハビリテーション体制の整備

住み慣れた地域や家庭で、寝たきりや要介護状態の予防を図るとともに、障害者等がそれぞれの症状に応じた適切なリハビリテーションを継続して受ける必要があります。

そのため、身近な地域におけるリハビリテーションを充実するとともに、医療施設、福祉施設、市町村、保健所等が連携し、保健・医療・福祉のサービスを切れ目なく効果的に提供する地域リハビリテーションシステムを整備する必要があります。

③ 地域リハビリテーション体制の整備

住み慣れた地域や家庭で、寝たきりや要介護状態の予防を図るとともに、障害者、高齢者等がそれぞれの症状に応じた適切なリハビリテーションを継続して受ける必要があります。

そのため、身近な地域におけるリハビリテーションを充実するとともに、医療施設、福祉施設、市町村、保健所等が連携し、保健・医療・福祉のサービスを切れ目なく効果的に提供する地域リハビリテーションシステムの構築を図る必要があります。

●身体障害者地域リハビリテーション体制の整備

⑦ 経済的支援の充実

障害者の安定した生活が確保されるように、障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知に努めます。

- 各種制度の周知徹底

⑧ サービスの向上

個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの向上を図るため、サービスの自己評価を進めるとともに、第三者機関による客観的なサービス評価を推進します。

- 自己評価の継続的な取り組み
- 第三者評価の推進

(3) 障害者を支える人材の養成・確保

障害者が、社会の一員として日常生活や社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人材の養成及び確保に努めます。

① 保健、医療の専門職員の養成

医師や看護師とともに、医学的リハビリテーションにおいて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士などの専門職員の養成に努めます。

- 保健、医療人材の養成、確保

② 福祉サービスの人材確保

障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職員の養成を行うとともに、障害者のニーズに沿っ

●沖縄県地域リハビリテーション協議会の運営●沖縄県地域リハビリテーション支援センターの運営●沖縄県地域リハビリテーション広域支援センターの運営●身体障害者地域リハビリテーション協議会の設置

④ 経済的支援の充実

障害者の安定した生活が確保されるように、障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知に努めます。

- 各種制度の周知徹底

⑤ サービスの向上

個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの向上を図るため、サービスの自己評価を進めるとともに、第三者機関による客観的なサービス評価を推進します。

- 自己評価の継続的な取り組み
- 第三者評価の推進

(3) 障害者を支える人材の養成・確保

障害者が、社会の一員として日常生活や社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人材の養成及び確保に努めます。

① 保健、医療の専門職員の養成

医師や看護師とともに、医学的リハビリテーションにおいて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士などの専門職員の養成に努めます。

- 保健、医療人材の養成、確保

② 福祉サービスの人材確保

障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職員の養成を行うとともに、障害者のニーズに沿っ

た福祉サービスの調整を行う相談支援従事者や障害福祉サービス事業所におけるサービス管理者、障害者の地域での自立生活を支援する手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成に努めます。

さらに、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパーやガイドヘルパーなどのマンパワーの確保に努めます。

- 福祉人材の養成、確保

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

(1) 教育、療育の充実

障害のある子供たち一人ひとりが、障害の程度及び特性に応じて、きめの細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやその家族が望む就学先の選択肢が広がるように、就学指導体制の充実に図ります。

① 充実した教育、療育の実施

障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校卒業後までの個別の支援計画を策定するとともに、一貫した相談支援体制を強化し、教育・療育の充実に努めます。

なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設入所以外の障害児へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。

- 障害児の一貫した相談支援体制の強化
- 個別の教育支援計画の策定
- 療育施設の機能の強化

② 早期教育の充実

乳幼児期における障害のある子供の適切な育児を行うため、保護者への相談・指導体制を強化するとともに、保育所における障害児保育の充実及び幼稚園における障害児教育の充実に図り、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現に努めます。

- 就学前教育の充実

た福祉サービスの調整を行う障害者ケアマネージメント従事者や、障害者の地域での自立生活を支援する手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成に努めます。

更に、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパーやガイドヘルパーなどのマンパワーの確保に努めます。

- 福祉人材の養成、確保

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

(1) 教育、療育の充実

障害のある子供たち一人ひとりが、障害の程度及び特性に応じて、きめの細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやその家族が望む就学先の選択肢が広がるように、就学指導体制の充実に図ります。

① 充実した教育、療育の実施

障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校卒業後までの個別の教育支援計画を策定するとともに、一貫した相談支援体制を強化し、教育・療育の充実に努めます。

なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設入所以外の障害児へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。

- 障害児の一貫した相談支援体制の強化
- 個別の教育支援計画の策定
- 療育施設の機能の強化

② 早期教育の充実

乳幼児期における障害のある子供の適切な育児を行うため、保護者への相談・指導体制を強化するとともに、保育所における障害児保育の充実及び幼稚園における障害児教育の充実に図り、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現に努めます。

- 就学前教育の充実

③ 学校教育の充実

特別支援学校については、在籍する児童生徒の教育・指導だけでなく、地域の特別支援教育のセンターとして、障害のある幼児児童生徒及びその保護者に対する相談支援を行うとともに、小・中学校や幼稚園等に対しても教育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的自立を促すため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない幼児児童生徒とともに学習する交流教育の充実に努めます。

幼稚園、小・中学校、高等学校についても障害児の受け入れ体制を整備強化し、障害児の学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重できる教育の実現に努めます。

これらの教育施設については、バリアフリー化を推進し、障害児が学習しやすい環境を整備します。

- 特別支援学校の機能強化
- 教育施設の機能の強化
- 幼稚園、小・中学校、高等学校における障害のある児童生徒の受け入れ体制の整備強化
- 教育施設のバリアフリー化の推進
- 小・中学校、高等学校における総合的な学習の時間等の中での福祉に係る課題への対応

④ 特別支援教育の人材育成

障害のある子供たちの教育や療育を行うには、教育や医療、リハビリテーションなど様々な専門家の協力が必要となることから、これら関係機関の連携強化を促すとともに、特別支援教育に携わる教諭の専門性や指導力の向上を図ります。

- 専門職員の養成
- 特別支援教育に向けての教員研修の実施

⑤ 生涯学習、社会教育の充実

学校卒業後の学習意欲や個々の能力開発を支援するため、一人ひとりの障害

③ 学校教育の充実

盲・ろう・養護学校については、在籍する児童生徒の教育・指導だけでなく、地域の特別支援教育のセンターとして、障害のある幼児児童生徒及びその保護者に対する相談支援を行うとともに、小・中学校や幼稚園等に対しても教育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的自立を促すため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない幼児児童生徒とともに学習する交流教育の充実に努めます。

小・中学校、高等学校についても障害児の受け入れ体制を整備強化し、障害児の学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重できる教育の実現に努めます。

これらの教育施設については、バリアフリー化を推進し、障害児が学習しやすい環境を整備します。

- 盲・ろう・養護学校の機能強化
- 教育施設の機能の強化
- 小・中学校、高等学校における障害のある児童生徒の受け入れ体制の整備強化
- 教育施設のバリアフリー化の推進
- 小・中学校、高等学校における総合的な学習の時間等の中での福祉に係る課題への対応

④ 特別支援教育の人材育成

障害のある子供たちの教育や療育を行うには、教育や医療、リハビリテーションなど様々な専門家の協力が必要となることから、これら関係機関の連携強化を促すとともに、盲・ろう・養護学校における教諭の専門性や指導力の向上を図ります。

- 専門職員の養成
- 特別支援教育にむけての教員研修の実施

⑤ 生涯学習、社会教育の充実

学校卒業後の学習意欲や個々の能力開発を支援するため、一人ひとりの障害

特性に配慮した生涯学習の場の提供に努めます。

- 社会教育施設の整備
- 学習機会の充実
- 大学や専門学校など高等教育の整備、充実

(2) 雇用拡大、就業の促進

障害者の社会貢献や経済的自立を図るうえで、仕事を持つことは大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、個々の障害の種類、程度や健康状態に合わせて働ける就労機会の条件整備に努めます。

① 雇用の促進

障害者の雇用拡大を図るため、企業に対し、障害者雇用率制度の普及啓発活動や障害者雇用の相談支援体制を充実するとともに、事業所のバリアフリー化や職員の意識啓発を促すなど、障害者が快適に働ける就労環境の形成に努めます。また、個々の障害の状況に応じた就労が可能となるように、在宅就労や短時間雇用を促進するとともに、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ITを活用した就業機会の拡大などを図ります。さらに、障害者自ら事業を行う意欲のある方に対しても積極的に支援を行います。

これら雇用や創業に関する情報の提供や相談・指導など、支援体制の強化に努めます。

また、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大及び障害者の工賃アップを推進します。

- 企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導体制の強化
- 障害者が雇用され、かつ働きやすい環境整備の促進
- 障害者創業・起業等の支援
- 福祉施設から一般就労への移行促進
- 福祉施設における雇用の場の拡大
- 障害者に対する相談指導体制の充実
- 福祉的就労における工賃アップの推進
- 官公需の優先発注の推進

特性に配慮した生涯学習の場の提供に努めます。

- 社会教育施設の整備
- 学習機会の充実
- 大学や専門学校など高等教育の整備、充実

(2) 雇用拡大、就業の促進

障害者の社会貢献や経済的自立を図るうえで、仕事を持つことは大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、個々の障害の種類、程度や健康状態に合わせて働ける就労機会の条件整備に努めます。

① 雇用の促進

障害者の雇用拡大を図るため、企業に対し、障害者雇用率制度の普及啓発活動や障害者雇用の相談支援体制を充実するとともに、事業所のバリアフリー化や職員の意識啓発を促すなど、障害者が快適に働ける就労環境の形成に努めます。また、個々の障害の状況に応じた就労が可能となるように、在宅就労や短時間雇用を促進するとともに、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ITを活用した就業機会の拡大などを図ります。更に、障害者自ら事業を行う意欲のある方に対しても積極的に支援を行います。

これら、雇用や創業に関する情報の提供や相談・指導など、支援体制の強化に努めます。

また、障害者が身近な地域で安心して働くことのできる就業の場を確保するため、授産施設など施設の充実を図ります。

- 企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導体制の強化
- 障害者が雇用され、かつ働きやすい環境整備の促進
- 障害者創業・起業等の支援
- 福祉的就労の拡大
- 障害者に対する相談指導体制の充実
- 公的機関などにおける障害者の積極的な採用

② 職業リハビリテーションの推進

障害者の雇用を促進するため、IT関連など新たな就業機会の拡大に資する職業訓練の充実を図るとともに、途中障害により仕事を失った方の職場復帰を促すため、医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションを推進します。

- 職業能力開発校における職業訓練の充実
- 訪問パソコン研修の制度確立
- 職業リハビリテーションの充実

(3) 社会活動参加の促進

障害者が地域社会の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者の求める様々な活動要求に対して支援体制の強化に努めます。

① 社会活動参加の推進

障害者の社会参加を促すため、求められている活動を的確に把握するとともに、社会参加の妨げとなる様々な問題の解消に向けての取組みを強化します。また、個々の障害特性に配慮した環境整備や情報の提供など、利用者のニーズに即した支援体制の強化に努めます。

- 障害者のニーズの把握
- 障害の特性に応じた支援体制の充実
- 社会活動メニューの充実

② スポーツ・レクリエーション及び文化活動等の促進

障害者の社会参加を促し、地域住民との交流を図りお互いの理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション活動や文化的活動を促進します。障害者の参加を促す環境整備として、ダイビングやエコツーリズム等観光資源についても障害に配慮し、指導員の養成、サークル活動の育成を図るとともに、イベントなどを開催し、障害者と地域住民の交流の場を形成します

- スポーツ・レクリエーション活動の支援強化

② 職業リハビリテーションの推進

障害者の雇用を促進するため、IT関連など新たな就業機会の拡大に資する職業訓練の充実を図るとともに、途中障害により仕事を失った方の職場復帰を促すため、医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションを推進します。

- 職業能力開発校における職業訓練の充実
- 訪問パソコン研修の制度確立
- 職業リハビリテーションの充実

(3) 社会活動参加の促進

障害者が地域社会の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者の求める様々な活動要求に対して支援体制の強化に努めます。

① 社会活動参加の推進

障害者の社会参加を促すため、求められている活動を的確に把握するとともに、社会参加の妨げとなる様々な問題の解消に向けての取組みを強化します。また、個々の障害特性に配慮した環境整備や情報の提供など、利用者のニーズに即した支援体制の強化に努めます。

- 障害者のニーズの把握
- 障害の特性に応じた支援体制の充実
- 社会活動メニューの充実

② スポーツ・レクリエーション及び文化活動等の促進

障害者の社会参加を促し、地域住民との交流を図りお互いの理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション活動や文化的活動を促進します。障害者の参加を促す環境整備として、ダイビングやエコツーリズム等観光資源についても障害に配慮し、指導員の養成、サークル活動の育成を図るとともに、イベントなどを開催し、障害者と地域住民の交流の場を形成します。

- スポーツ・レクリエーション活動の支援強化

- 文化活動の支援強化
- その他活動への対応

3 ともに支え合う社会の構築をめざして

(1) 権利擁護システムの強化・推進

物理的な生活環境だけでなく、障害者に対する差別や権利侵害をなくし、人としての権利が保障されるように障害者の権利擁護を推進します。

① 権利擁護の推進

障害者の権利侵害に関する問題を処理する福祉オンブズマンの設置、公募制による第三者機関の設置について当事者の参画を求めます。また、当事者のエンパワメントを引き出す当事者活動の支援体制を強化します。さらに、これら権利擁護に関して、障害者の権利行使を促す情報の提供を行います。

- 福祉オンブズマンの設置
- コンタクトパーソン導入の検討
- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 障害者110番の充実

② 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成

社会犯罪から障害者を保護するため、行政や学校、警察の連携強化を図ります。

- 関係機関の連携強化

③ 欠格条項の改善

条例・規則などにおいて、障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する欠格条項について、障害者の人権が損なわれることのないよう見直しを行います。

- 欠格条項の見直し

- 文化活動の支援強化
- その他活動への対応

3 ともに支え合う社会の構築をめざして

(1) 権利擁護システムの強化・推進

物理的な生活環境だけでなく、障害者に対する差別や権利侵害をなくし、人としての権利が保障されるように障害者の権利擁護を推進します。

① 権利擁護の推進

障害者の権利侵害に関する問題を処理する福祉オンブズマンの設置、公募制による第三者機関の設置について当事者の参画を求めます。また、当事者のエンパワメントを引き出す当事者活動の支援体制を強化します。さらに、これら権利擁護に関して、障害者の権利行使を促す情報の提供を行います。

- 福祉オンブズマンの設置
- コンタクトパーソン導入の検討
- 地域福祉権利擁護事業の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 障害者110番の充実

② 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成

社会犯罪から障害者を保護するため、行政や学校、警察の連携強化を図ります。

- 関係機関の連携強化

③ 欠格条項の改善

条例・規則などにおいて、障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する欠格条項について、障害者の人権が損なわれることのないよう見直しを行います。

- 欠格条項の見直し

(2) 啓発広報活動の強化

障害者が地域の中で生活するには、住民の「心のバリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生する社会を実現するため、障害者への理解を深める啓発・広報活動や障害に対する福祉教育の実施、障害者と住民の交流機会の拡大を図ります。

① 広報活動の推進

障害に対する理解を深めるため、障害者の施設や活動状況等をテレビやラジオ、新聞などのマスメディアを通して広く県民に周知するとともに、民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動を推進します。

また、観光で本県を訪れる障害者に対しても、施設利用や様々な福祉サービスについての情報提供を行います。

さらに、障害者が地域社会において安心して生活できるように、公共サービス従事者の障害者に対する理解促進を図ります。

なお、障害者の実態に即した施策の実現を図るため、障害者の生活実態や意識調査を実施するとともに、公聴会を開催し、障害者の意向反映に努めます。

- 広報啓発活動の充実
- 情報提供の充実
- 公共サービス従事者の障害者に対する理解促進
- 福祉マークや耳マークなどシンボルマークの普及
- 調査研究、公聴の強化

② 福祉教育の推進

幼児期から、障害者に対して偏見を持たない環境づくりに努めます。

幼稚園、小・中学校、高等学校においても特別支援学校との交流を促し、障害者への理解を深める福祉教育を推進するとともに、学校卒業後も生涯学習の一環として福祉教育の充実に努めます。また、これら福祉教育の各場面において、障害当事者を福祉教育の人材として養成し、活用を図ります。

- 就学前の環境形成
- 学校教育における福祉教育

(2) 啓発広報活動の強化

障害者が地域の中で生活するには、住民の「心のバリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生する社会を実現するため、障害者への理解を深める啓発・広報活動や障害に対する福祉教育の実施、障害者と住民の交流機会の拡大を図ります。

① 広報活動の推進

障害に対する理解を深めるため、障害者の施設や活動状況等をテレビやラジオ、新聞などのマスメディアをとおして広く県民に周知するとともに、民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動を推進します。

また、観光で訪れる障害者に対しても、施設利用や様々な福祉サービスについての情報提供を行います。

更に、障害者が地域社会において安心して生活できるように、公共サービス従事者の障害者に対する理解促進を図ります。

なお、障害者の実態に即した施策の実現を図るため、障害者の生活実態や意識調査を実施するとともに、公聴会を開催し、障害者の意向反映に努めます。

- 広報啓発活動の充実
- 情報提供の充実
- 公共サービス従事者の障害者に対する理解促進
- 福祉マークや耳マークなどシンボルマークの普及
- 調査研究、公聴の強化

② 福祉教育の推進

幼児期から、障害者に対して偏見を持たない環境づくりに努めます。

小・中学校、高等学校においても盲・ろう・養護学校との交流を促し、障害者への理解を深める福祉教育を推進するとともに、学校卒業後も生涯学習の一環として福祉教育の充実に努めます。また、これら福祉教育の各場面において、障害当事者を福祉教育の人材として養成し、活用を図ります。

- 就学前の環境形成
- 学校教育における福祉教育

- 一般福祉教育
- 小・中学校、高等学校における総合的な学習の時間等の中での福祉に係る課題への対応

③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の育成・支援

障害者の社会参加を図る上で重要な、ガイドヘルパーやコンタクトパーソンなどの確保については、地域で活動するボランティアやNPOなどが重要な担い手となることから、これら団体の育成・支援に努めます。

また、住民のボランティア活動を通して、住民と障害者との交流が生まれ、互いの理解が深まることから、社会福祉協議会を中心としたボランティアネットワークの形成を図ります。さらに、障害者同士によるボランティアを通じた相互理解、相互支援システムの構築に努めます。

障害者当事者が自らの意見を集約し、福祉施策に対して提言が行えるシステムの構築を図ります。

障害者自立支援法の施行に伴い、民間事業者の果たす役割が大きくなったことから、これら事業者の育成に努めます。

- ボランティア、NPOの育成・支援
- ボランティアネットワークの形成
- 障害者団体の育成・支援
- 障害者団体のネットワーク強化
- 民間事業者の育成

(3) 地域生活環境の整備

障害者を含めたすべての人が安心して生活できるように、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共公益施設、道路・公園、交通機関など街のバリアフリー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリアフリー化の啓発に努めます。また、これらの整備に当たって、障害者だけでなく子供からお年寄りまでのすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。さらに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の普及啓発を図り、バリアフリー化を促進します。

- 一般福祉教育
- 小・中学校、高等学校における総合的な学習の時間等の中での福祉に係る課題への対応

③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の育成・支援

障害者の社会参加を図るうえで重要な、ガイドヘルパーやコンタクトパーソンなどの確保にむけては、地域で活動するボランティアやNPOなどが重要な担い手となることから、これら団体の育成・支援に努めます。

また、住民のボランティア活動をとおして、住民と障害者との交流が生まれ、互いの理解が深まることから、社会福祉協議会を中心としたボランティアネットワークの形成を図ります。更に、障害者同士によるボランティアを通じた相互理解、相互支援システムの構築に努めます。

障害者当事者が自らの意見を集約し、福祉施策に対して提言が行えるシステムの構築を図ります。

平成15年度から施行された支援費制度の実施に伴い、民間事業者の果たす役割が大きくなったことから、これら事業者の育成に努めます。

- ボランティア、NPOの育成・支援
- ボランティアネットワークの形成
- 障害者団体の育成・支援
- 障害者団体のネットワーク強化
- 民間事業者の育成

(3) 地域生活環境の整備

障害者を含めたすべての人が安心して生活できるように、「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共公益施設、道路・公園、交通機関など街のバリアフリー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリアフリー化の啓発に努めます。また、これらの整備にあたって、障害者だけでなく子供からお年寄りまでのすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。更に、ハートビル法や交通バリアフリー法の普及啓発を図り、バリアフリー化を促進します。

また、災害時など緊急時における障害者の安全確保に努めます。

① 福祉環境の整備

障害者の社会活動を促すため、公共の施設を始め多くの人が利用する民間施設などのバリアフリー化を進めます。また、バリアフリー化に向けては、障害者を含めすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。さらに、今後の障害者の余暇活動として希望の多い旅行など、障害者のニーズに対応した環境整備を促進します。

- 福祉のまちづくりの推進
- 公共的施設のバリアフリーの推進
- 障害者のニーズに対応した施設整備の促進

② 住宅環境の整備

障害者の快適な日常生活を確保するため、個々の障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を推進するとともに、障害者が安心して地域で生活できるように住宅の整備を促進します。また、公共賃貸住宅についてもバリアフリー対応の住宅整備に努めます。

- 民間住宅のバリアフリーの支援
- グループホーム及びケアホームの整備促進
- 公共賃貸住宅のバリアフリーの推進及び公共賃貸住宅の優先入居
- 民間賃貸住宅入居支援

③ 移動、交通手段の整備

障害者の活動範囲を拡げ、社会参加を促すために、障害者が安心して利用できる公共交通のバリアフリーの推進を図るとともに、障害の重い人の外出手段の確保に努めます。特に、本島と離島及び離島間を結ぶ船や港湾等のバリアフリー化を進めます。また、障害者が安心して安全に歩行できるバリアフリーの道づくりを推進するとともに、歩道の障害物撤去など住民のマナー向上に努めます。

- 公共交通のバリアフリー推進
- 港湾等のバリアフリー化の推進

また、災害時など緊急時における障害者の安全確保に努めます。

① 福祉環境の整備

障害者の社会活動を促すため、公共の施設を始め多くの人が利用する民間施設などのバリアフリー化を進めます。また、バリアフリー化に向けては、障害者を含め全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。更に、今後の障害者の余暇活動として希望の多い旅行など、障害者のニーズに対応した環境整備を促進します。

- 福祉のまちづくりの推進
- 公共的施設のバリアフリーの推進
- 障害者のニーズに対応した施設整備の促進

② 住宅環境の整備

障害者の快適な日常生活を確保するため、個々の障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を推進するとともに、障害者が安心して地域で生活できるように住宅の整備を促進します。また、公共賃貸住宅についてもバリアフリー対応の住宅整備に努めます。

- 民間住宅のバリアフリーの支援
- グループホームの整備促進
- 公共賃貸住宅のバリアフリーの推進及び公共賃貸住宅の優先入居
- 民間賃貸住宅入居支援

③ 移動、交通手段の整備

障害者の活動範囲を拡げ、社会参加を促すために、障害者が安心して利用できる公共交通のバリアフリーの推進を図るとともに、障害の重い人の外出手段の確保に努めます。特に、本島と離島及び離島間を結ぶ船や港湾等のバリアフリー化を進めます。また、障害者が安心して安全に歩行できるバリアフリーの道づくりを推進するとともに、歩道の障害物撤去など住民のマナー向上に努めます。

- 公共交通のバリアフリー推進
- 港湾等のバリアフリー化の推進

- バリアフリーの道づくりの推進
- 自家用自動車改造への援助

④ 防災、防犯対策の推進

障害者が地域で安心して暮らせるように、災害時の緊急連絡や避難方法など、個々の障害特性に応じた対処策を備えるとともに、障害者の防災意識の向上を促すため、啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。また、警察への緊急通信体制を強化し、防犯の充実を図ります。

- 緊急時の連絡体制の充実
- 避難訓練の実施

⑤ 情報・コミュニケーションの確保

障害者の積極的な地域社会参加を図るために必要な様々な情報を、ITを活用することで容易に受発信できるように障害者の情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。特に、情報入手の困難な聴覚障害者や視覚障害者に対しては容易に情報を伝えることのできる情報伝達手段の整備に努めます。また、コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。

- 情報伝達メニューの充実
- コミュニケーション手段の充実
- IT化への対応
- 聴覚障害者情報提供施設の整備
- その他の障害特性に配慮した情報提供施設の整備

(4) 国際交流・協力活動の推進

障害者に対する国際社会の認識を理解し、本県の地理的、文化的な特性を生かした近隣諸国への交流・協力活動を推進します。

① 国際交流活動の推進

- バリアフリーの道づくりの推進
- 自家用自動車改造への援助

④ 防災、防犯対策の推進

障害者が地域で安心して暮らせるように、災害時の緊急連絡や避難方法など、個々の障害特性に応じた対処策を備えるとともに、障害者の防災意識の向上を促すため、啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。また、警察への緊急通信体制を強化し、防犯の充実を図ります。

- 緊急時の連絡体制の充実
- 避難訓練の実施

⑤ 情報・コミュニケーションの確保

障害者の積極的な地域社会参加を図るために必要な様々な情報を、ITを活用することで容易に受発信できるように障害者の情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。特に、情報入手の困難な聴覚障害者や視覚障害者に対しては容易に情報を伝えることのできる情報伝達手段の整備に努めます。また、コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。

- 情報伝達メニューの充実
- コミュニケーション手段の充実
- IT化への対応
- 聴覚障害者情報提供施設の整備
- その他の障害特性に配慮した情報提供施設の整備

(4) 国際交流・協力活動の推進

障害者に対する国際社会の認識を理解し、本県の地理的、文化的な特性を生かした近隣諸国への交流・協力活動を推進します。

① 国際交流活動の推進

障害者に関する国際的な動向の情報提供を行うとともに、文化やスポーツ・レクリエーション活動を通じた国際交流を促すため、障害者の海外派遣を行います。

- 国際交流活動の推進
- 障害者の国際大会などへの派遣

② 国際協力活動の推進

近隣のアジア諸国に対し、その国の文化を尊重し、可能な貢献を果たしていきます。

- 国際協力活動の推進

障害者に関する国際的な動向の情報提供を行うとともに、文化やスポーツ・レクリエーション活動を通じた国際交流を促すため、障害者の海外派遣を行います。

- 国際交流活動の推進
- 障害者の国際大会などへの派遣

② 国際協力活動の推進

近隣のアジア諸国に対し、その国の文化を尊重し、可能な貢献を果たしていきます。

- 国際協力活動の推進

Ⅲ 目標設定

施策の推進に当たり、次のとおり目標を定め、目標値を設定します。計画項目に係る後期（平成21年度から平成25年度までの期間）における目標値は、原則として平成25年度末における数値により設定するものとし、第2期沖縄県障害福祉計画の計画事項に係る目標値との整合性を確保する必要がある目標値は、平成23年度末における数値により設定しています。

目標1 障害者の権利が守られ、安心して暮らせる社会の形成を目指します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
障害者の権利を擁護する取組み	日常生活自立支援事業契約件数	388件	平成25年度	818件
	事業所の第三者委員設置割合	49.9%	平成25年度	72.0%

Ⅲ 目標設定

施策の推進にあたり、次のとおり目標を定め、目標値を設定します。

目標1 障害者の権利が守られ、安心して暮らせる社会の形成を目指します。

項目	内容	平成15年度末	平成20年度末 目標
障害者等の権利を擁護する人材の育成	地域福祉権利擁護事業 生活支援員	95人	139人
障害者等の権利を守る地域ネットワークの形成	地域福祉権利擁護事業 実施基幹的社協	5か所	5か所

目標2 障害者の地域生活を支援するため、障害者福祉保健圏域や市町村など身近な地域における福祉サービスの向上を図ります。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
生活支援体制の整備	発達障害者支援センターの設置	1か所	平成23年度	1か所
障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	高次脳機能障害の支援拠点機関の設置	2か所	平成23年度	2か所
多様な相談支援体制の強化	市町村障害者相談支援事業実施市町村	41市町村	平成23年度	41市町村
	障害児療育支援事業の実施	8か所	平成23年度	10か所
地域移行の推進	訪問系サービスの利用者数	1,146人	平成23年度	2,173人
	訪問系サービスの利用量	37,678時間分	平成23年度	81,886時間分
	生活介護の利用者数	542人	平成23年度	2,787人

目標2 障害者の在宅生活を支援するため、障害者福祉保健圏域や市町村など身近な地域における福祉サービスの向上を図ります。

項目	内容	平成15年度末	平成20年度末 目標
障害者地域生活支援センターの充実	精神障害者地域生活支援センターの設置	9か所	10か所
多様な相談支援体制の強化	市町村障害者生活支援事業委託実施市町村	6市	11市
	精神障害者ピアカウンセラー養成受講者	20人	120人
	障害児(者)地域療育等支援事業の実施	8か所	10か所
	知的障害者等生活支援事業の実施	6か所	8か所
	身体・知的障害者ケアマネジメント従事者養成研修受講者	身体170人 知的159人 計329人	身体395人 知的384人 計779人
	精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修	283人	408人

<u>生活介護の利用量</u>	<u>8,555人日分</u>	<u>平成23年度</u>	<u>57,534人日分</u>
<u>自立訓練（機能訓練）の利用者数</u>	<u>63人</u>	<u>平成23年度</u>	<u>152人</u>
<u>自立訓練（機能訓練）の利用量</u>	<u>910人日分</u>	<u>平成23年度</u>	<u>2,776人日分</u>
<u>自立訓練（生活訓練）の利用者数</u>	<u>124人</u>	<u>平成23年度</u>	<u>481人</u>
<u>自立訓練（生活訓練）の利用量</u>	<u>1,928人日分</u>	<u>平成23年度</u>	<u>9,057人日分</u>
<u>就労移行支援の利用者数</u>	<u>108人</u>	<u>平成23年度</u>	<u>677人</u>
<u>就労移行支援の利用量</u>	<u>1,917人日分</u>	<u>平成23年度</u>	<u>13,716人日分</u>
<u>就労継続支援A型の利用者数</u>	<u>80人</u>	<u>平成23年度</u>	<u>255人</u>
<u>就労移行支援A型の利用量</u>	<u>1,698人日分</u>	<u>平成23年度</u>	<u>5,545人日分</u>
<u>就労継続支援B型の利用者数</u>	<u>257人</u>	<u>平成23年度</u>	<u>1,625人</u>

	<u>受講者</u>		
<u>行政窓口における相談支援体制の強化</u>	<u>身体・知的障害者ケアマネジメント市町村職員研修受講者</u>	<u>57人</u>	<u>317人</u>
	<u>精神障害者ケアマネジメント市町村職員研修受講者</u>	<u>119人</u>	<u>244人</u>
<u>精神障害者の社会的入院の解消</u>	<u>精神障害者福祉ホーム（B型）の入居者</u>	<u>二</u>	<u>40人</u>
	<u>精神障害者グループホーム入居者</u>	<u>68人</u>	<u>109人</u>
<u>通所授産施設の整備促進</u>	<u>身体障害者授産施設の改修・大規模修繕等</u>	<u>二</u>	<u>1か所</u>
	<u>知的障害者授産施設の設置</u>	<u>20か所</u>	<u>23か所</u>
	<u>知的障害者授産施設の定員</u>	<u>984人</u>	<u>1,191人</u>
	<u>精神障害者通所授産施設の設置</u>	<u>3か所</u>	<u>7か所</u>

就労移行支援B型の利用量	4,319人日分	平成23年度	32,865人日分
療養介護の利用量	56人分	平成23年度	211人分
児童デイサービスの利用者数	794人	平成23年度	1,294
児童デイサービスの利用量	7,603人日分	平成23年度	14,103
短期入所の利用量	1,603人日分	平成23年度	3,345人日分
共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の利用量	327人分	平成23年度	737人分
共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の設置住居数	69か所	平成23年度	152か所
福祉施設入所者数	2,761人分 (平成17年10月1日)	平成23年度	2,450人分
退院可能精神障害	827人	平成23年度	600人

	精神障害者通所授産施設の定員	75人	165人
小規模通所授産施設への移行支援	心身障害者小規模作業所の法定施設化	3か所	12か所
	精神障害者小規模作業所の法定施設化	—	10か所
障害者の生活を支援する民間事業者、NPO、障害者団体の支援育成	障害者社会活動推進事業実施補助団体	120件	195件
障害児の課外活動の積極的受け入れ	放課後児童クラブの設置	143クラブ	280クラブ

	者数	(平成18年6月末)		
	精神障害者地域移行支援特別対策事業による退院者数	二	平成23年度	25人
障害者の生活を支援する民間事業者、NPO、障害者団体の支援	障害者社会活動推進事業実施補助団体	182団体	平成25年度	272団体

備考 単位については、「時間分」とあるのは1月当たりの総利用時間と、「人日分」とあるのは1月当たりの総利用日数と、「人分」とあるのは1月当たりの利用人数とする。

目標3 障害者の社会参加を支援するとともに、公共公益施設や公共交通など街のバリアフリー化を進めます。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
障害者の活動を支援する専門職員の養成研修、マンパワーの確保	移動支援従事者養成研修受講者数 (旧障害者ガイドヘルパー養成研修)	1,078人	平成23年度	1,798人
	居宅介護従事者養成研修受講者数 (旧ホームヘルパー養成研修)	1,581人	平成23年度	3,981人

目標3 障害者の社会参加を支援するとともに、公共公益施設や公共交通など街のバリアフリー化を進めます。

項目	内容	平成15年度末	平成20年度末 目標
障害者の活動を支援する専門職員の養成研修、マンパワーの確保	各種研修コース	25コース	25コース
	障害者ガイドヘルパー研修受講者	606人	1,206人
	ホームヘルパー養成研修受講者	575人	2,825人

	相談支援従事者初任者研修受講者数	498人	平成23年度	1,298人
	相談支援従事者現任研修受講者数	96人	平成23年度	216人
	サービス管理責任者養成研修受講者数	203人	平成23年度	1,208人
	重度訪問介護従事者養成研修受講者数	22人	平成23年度	122人
	行動援護従事者養成研修受講者数	二	平成23年度	260人
スポーツ大会などイベントの開催及び当事者団体の運営への参加	障害者スポーツ指導員の養成	214人	平成25年度	273人
福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設のバリアフリー化の推進	福祉のまちづくり条例に基づく適合施設の件数（完了検査済の適合施設数の累計）	255件	平成25年度	454件
すべての障害者が利用しやすい	乗合バス路線への低床バス導入	24台	平成25年度	141台

スポーツ大会などイベントの開催及び当事者団体の運営への参加	障害者スポーツ指導員の養成	175人	200人
福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設のバリアフリー化の推進	適合施設	110件	210件
全ての障害者が利用しやすい移動システムの整備	乗合バス路線への低床バス導入	3台	100台
	公共交通・移動支援情報の提供	8種類	27種類

移動システムの整備	公共交通・移動支援情報の提供	8種類	平成25年度	8種類
	音響式視覚障害者用交通信号付加装置	二	平成25年度	5台
	路外駐車場のバリアフリー化の推進	17.0%	平成25年度	28.0%
	都市公園のバリアフリー化の推進	39.6%	平成25年度	40.5%
	浮棧橋のバリアフリー化の推進	24基	平成25年度	31基

目標4 障害者の雇用・就業の拡大を図ります。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
法定雇用率の達成	障害者雇用率	1.63%	平成25年度	1.8%
相談支援体制の強化	障害者就業・生活支援センターの設置	3か所	平成25年度	5か所
総合的支援施策	福祉施設から一般	23人	平成23年度	142人

目標4 障害者の雇用・就業の拡大を図ります。

項目	内容	平成15年度末	平成20年度末 目標
法定雇用率の達成	障害者雇用率	※1.61%	1.8%
相談支援体制の強化	障害者就業・生活支援センターの設置	1か所	3か所
職業能力開発校における職業訓練の充実	障害者職業訓練入校者	20人	30人

の推進	就労への年間移行者数	(平成17年度)		
	就労移行支援の利用者数	108人	平成23年度	677人
	就労継続支援の利用者数	337人	平成23年度	1,880人
	県及び市町村の機関における障害者雇用の促進（未達成機関数）	11か所	平成25年度	0か所
	在宅就業支援団体登録数	0か所	平成25年度	2か所
	職場実習受入れ企業事業所数（延べ）	266事業所	平成25年度	500事業所

--	--	--	--

目標5 障害児とともに学ぶ環境の中で、互いの存在を認め合い人権を尊重する教育を実施します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
共に育ち合う教育の充実	ボランティア推進校の指定	328校	平成25年度	439校

目標5 障害児とともに学ぶ環境の中で、互いの存在を認め合い人権を尊重する教育を実施します。

項目	内容	平成15年度末	平成20年度末 目標
共に育ち合う教育の充実	ボランティア推進校の指定	320校	411校

	「心の輪を広げる体験作文」応募作品	51作品	平成25年度	278作品
	「障害者の日のポスター」応募作品	5作品	平成25年度	278作品
	小中高等学校と特別支援学校との交流	178校	平成25年度	300回
学校における障害児の受入れ体制の整備強化	県立高校バリアフリー化	14校	平成25年度	24校
	すべての学校へ特別支援教育コーディネーターの配置	437校	平成25年度	432校
	広域特別支援連携協議会の設置	6か所	平成25年度	6か所

目標6 障害者の情報格差を解消し、住民とのコミュニケーションを促す情報のバリアフリー化を推進します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
障害者情報提供施設の整備	法人立聴覚障害者情報提供施設	0か所	平成25年度	1か所

	「心の輪を広げる体験作文」応募作品	88作品		278校
	「障害者の日のポスター」応募作品	36作品		278校
	小中高等学校と特殊教育諸学校との交流	85校		350校
学校における障害児の受け入れ体制の整備強化	県立高校バリアフリー化	8校		13校
	小中学校特別支援教育コーディネーターの配置	124校		409校
	広域特別支援連携協議会の設置	二		6か所

目標6 障害者の情報格差を解消し、住民とのコミュニケーションを促す情報のバリアフリー化を推進します。

項目	内容	平成15年度末	平成20年度末目標
障害者情報提供施設の整備	法人立聴覚障害者情報提供施設	二	1か所 (平成25年度)

コミュニケーションを支援する人材の養成・研修及び派遣体制の強化	手話通訳者養成研修受講者	212人	平成25年度	392人
	要約筆記奉仕員養成研修受講者	180人	平成25年度	360人
	手話・要約筆記奉仕員等の派遣市町村	24市町村	平成23年度	28市町村
	点訳奉仕員養成研修受講者	254人	平成25年度	474人
	朗読奉仕員養成研修受講者	190人	平成25年度	332人
	聴覚障害者通信サービスの利用	2,500件	平成25年度	2,964件

目標7 日中活動系サービス事業所を拠点として地域生活や就労の促進を図ります。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
日中活動系サービス事業所の整備充実	生活介護事業所	28か所	平成23年度	83か所
	療養介護事業所	1か所	平成23年度	6か所

コミュニケーションを支援する人材の養成・研修及び派遣体制の強化	手話通訳者養成研修受講者	117人		267人
	要約筆記奉仕員養成研修受講者	110人		260人
	手話・要約筆記奉仕員等の派遣市町村	13市町村		16市町村
	点訳奉仕員養成研修受講者	174人		474人
	朗読奉仕員養成研修受講者	95人		195人
	聴覚障害者通信サービスの利用	1,446件		2,964件

目標7 在宅サービス支援の拠点として、施設の活用を図ります。

項目	内容	平成15年度末	平成20年度末 目標
デイサービス、ショートステイの整備充実	障害児・者デイサービス事業実施施設	身体 5か所	身体 7か所
		知的 8か所	知的 12か所
		障害児 2か所	障害児 2か所
		計 15か所	計 21か所

児童デイサービス事業所	46か所	平成23年度	61か所
短期入所事業所	54か所	平成23年度	64か所
自立訓練（機能訓練）事業所	5か所	平成23年度	20か所
自立訓練（生活訓練）事業所	16か所	平成23年度	58か所
就労移行支援事業所	16か所	平成23年度	58か所
就労継続支援A型事業所	3か所	平成23年度	13か所
就労継続支援B型事業所	25か所	平成23年度	82か所

目標8 障害者団体の支援及び福祉施策への当事者参加を実施します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
各障害者団体の支援及びネットワーク強化	沖縄県身体障害者福祉大会参加者	600人	平成25年度	1,000人

障害児・者ショートステイ事業実施施設	身体 5か所 知的 8か所 障害児 2か所 計 15か所	身体 7か所 知的 12か所 障害児 2か所 計 21か所
精神障害者ショートステイ事業実施施設	1か所	5か所

目標8 障害者団体の支援及び福祉施策への当事者参加を実施します。

項目	内容	平成15年度末	平成20年度末 目標
各障害者団体の支援及びネットワーク強化	沖縄県身体障害者福祉大会参加者	700人	1,000人

	知的障害者教育・福祉・就労大会参加者	211人	平成25年度	300人
	精神保健福祉普及大会参加者	500人	平成25年度	600人
	障害者社会参加推進協議会開催	19回	平成25年度	31回
障害者の福祉施策への意向反映	障害者施策推進協議会の開催	1回	平成25年度	毎年度1回以上
	障害者計画の進行管理を県ホームページで公表	0回	平成25年度	毎年1回

	知的障害者教育・福祉・就労大会参加者	200人		300人
	精神保健福祉普及大会参加者	400人		600人
	障害者社会参加推進協議会開催	11回		21回
障害者の福祉施策への意向反映	障害者施策推進協議会の開催	1回以上		毎年1回以上
	障害者計画の進行管理を県ホームページで公表	—		毎年1回

IV 圏域別の施策展開

今後の障害者福祉は、障害者に最も身近な立場にある市町村が、当事者のニーズを的確に把握して取り組んで行くことが重要となります。市町村においては、障害者数、財政規模、施設整備状況等から市町村だけでは十分な保健福祉サービスの提供に無理があり、複数市町村を含む広域的な対応を図るため、「障害保健福祉圏域」を設けています。本県では北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5つの圏域を設定しています。

各圏域では、圏域間の機能分担と相互の連携強化により福祉サービスの充実を図る必要がありますが、島しょからなる本県では、特に、宮古や八重山の離島圏域において本島との機能分担が図りにくく、それぞれの圏域において総合的な福祉サービスの提供が求められます。

IV 圏域別の施策展開

今後の障害者福祉は、障害者に最も身近な立場にある市町村が、当事者のニーズを的確に把握して取り組んで行くことが重要となります。市町村においては、障害者数、財政規模、施設整備状況等から市町村だけでは十分な保健福祉サービスの提供に無理があり、複数市町村を含む広域的な対応を図るため、「障害保健福祉圏域」を設けています。本県では北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5つの圏域を設定しています。

各圏域では、圏域間の機能分担と相互の連携強化により福祉サービスの充実を図る必要がありますが、島しょからなる本県では、特に、宮古や八重山の離島圏域において本島との機能分担が図りにくく、それぞれの圏域において総合的な福祉サービスの提供が求められます。

また、離島地域では船や飛行機による移動が必須となること、さらに昔ながらの強固な地域コミュニティや固有の生活慣習が存在し、このような背景から障害者が求める福祉サービスも地域によって異なっています。

このようなことから、各圏域における地域の実情や課題に対応するため、地域自立支援協議会や圏域自立支援連絡会議における協議を通じ、各地域における独自の資源開発・改善を図るほか、複数市町村の福祉ニーズに対応する事業所に対し当該地域への進出を働きかけるなどし、市町村の取組みについて支援し、きめ細かな施策の展開を図ります。

1 北部圏域

北部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、着実に整備され、北部圏域におけるサービス利用者のニーズを満たすことができると見込まれるものの、圏域内の各地域における障害者のニーズに係る変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

2 中部圏域

中部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労支援、短期入所、共同生活援助及び共同生活介護、施設入所支援等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

3 南部圏域

南部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、児童デイサービス、短期入所、共同生活援助及び共同生活介護、施設入所支援等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に

また、離島地域では船や飛行機による移動が必須となること、更に昔ながらの強固な地域コミュニティや固有の生活慣習が存在し、このような背景から障害者が求める福祉サービスも地域によって異なることから、離島地域に即した福祉サービスのあり方の調査研究を行い、島しょ性に配慮した重点施策を実施するなど、きめ細かな施策の展開を図ります。

1 北部圏域

知的障害者や障害児の各施設の整備状況は、県平均を上回っていますが、身体障害者の施設は下回っており、また、精神障害者の施設についてはほぼ県平均であります。これらの障害者施設の整備にあたっては地域のニーズを的確に把握するとともに、在宅支援の拠点として、施設の整備を図ります。

2 中部圏域

身体障害者や知的障害者、精神障害者、障害児の各施設の整備状況とも県平均を上回っておりますが、今後も地域のニーズを的確に把握するとともに、在宅支援の拠点として、施設整備の充実を図ります。

3 南部圏域

身体障害者の施設の整備状況は、県平均を上回っていますが、知的障害者や障害児の各施設整備が下回っていることから、安心して地域で暮らせる環境整備の一環としてこれらの施設整備を図ります。また、精神障害者の施設については、地域のニーズを踏まえ、在宅障害者を支援するための整備を図ります。

把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

4 宮古圏域

宮古圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助及び共同生活介護等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

5 八重山圏域

八重山圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労移行支援、共同生活援助及び共同生活介護等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

4 宮古圏域

知的障害者の施設の整備状況は、県平均を上回っていますが、身体障害者や障害児の各施設整備は下回っています。なお、精神障害者については、地域生活支援センターにおいて相談機能の強化を図っています。

他圏域との機能分担が図りにくい本圏域においては、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、障害者のニーズを的確に把握した在宅及び施設サービスの充実を図ります。

5 八重山圏域

身体障害者の施設の整備状況は、県平均を上回っていますが、知的障害者や障害児の各施設整備は下回っています。なお、精神障害者については、地域生活支援センターにおいて相談機能の強化を図っています。

他圏域との機能分担が図りにくい本圏域においては、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、障害者のニーズを的確に把握した在宅及び施設サービスの充実を図ります。